

農業経営基盤強化促進法の基本要綱

第1 本法の趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」といいます。）は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものです。

第2 定義

認定農業者	法第12条第1項に規定する農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定を受けた者
人・農地プラン	戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げる事業により作成するプラン（市町村等が、当該事業を実施せずにこれに準じて独自に作成したもの及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）に基づき、東日本大震災の津波被災市町村が策定する経営再開マスタープランを含む。）
農地保有合理化法人	法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を実施する主体で、法第7条第1項の規定により農地保有合理化事業規程の承認を受けた法人
農地利用集積円滑化団体	法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を実施する主体で、法第11条の9第1項の規定により農地利用集積円滑化事業規程の承認を受けた者又は法第11条の11第1項の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めた市町村
利用権設定等促進事業	法第4条第4項第1号に規定する農用地の利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転を促進する事業（これと併せて同条第1項第2号から第4号までに掲げる土地について利用権の設定等を促進するものを含む。）
農用地利用改善団体	法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う団体

第3 農業経営基盤強化促進基本方針

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針において定める事項

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）は、都道府県が、区域ごとに次に掲げる事項について、おおむね5年ごとに10年間を見通した総合的な計画を定めるものです。

- (1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
- (2) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
- (3) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する

目標

- (4) 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項
なお、各事項の具体的な内容は別紙1に掲げるとおりとします。

2 基本方針の策定

- (1) 基本方針は、地域の将来の農業及び農業経営の展望を示す各種の計画・構想、学識者の調査予測分析等を参考にし、更に国が示す食料・農業・農村基本計画等の将来の農業経営の展望等を参酌しつつ、都道府県が、自らの地域について策定する必要があります。
- (2) 都道府県は、基本方針の策定の前段階で、農用地、農業従事者等の基本データの収集、農業地帯別の農業構造等の分析を行うとともに、関係部局間で連絡調整を図ることが重要です。また、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会に対しては意見を聴取することが法律上必要とされていますが、農業法人や認定農業者など農業の担い手が組織する団体の意見も聴くことが適当です。
- (3) 農業経営の基本的指標等の作成に当たっては、必要な専門的知識を持つ普及指導員、都道府県農業試験場職員、農業法人経営者、金融機関関係者、公認会計士や税理士、学識経験者等により構成される検討会において検討を行い、地域の特性に即したものとなるよう関係者の間で十分な議論を重ねることが望ましいと考えます。
- (4) また、基本方針は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」といいます。）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3第1項に規定する果樹農業振興計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項に規定する都道府県計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものである必要があります。
- (5) 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表し、また農政担当部局から都市計画担当部局へ、当該基本方針の写しを添えて通知するものとします。

第4 農業経営基盤強化促進基本構想

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において定める事項

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下「基本構想」といいます。）は、市町村が、次に掲げる事項について、基本方針の期間につき総合的な計画を定めるものです。

- (1) 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- (2) 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- (3) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- (4) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

(5) 農地利用集積円滑化事業に関する事項

なお、各事項の具体的な内容は別紙2に掲げるとおりとします。

2 基本構想の策定

(1) 策定手続

- ① 市町村は、基本構想策定の前段階で、あらかじめ農用地の利用の実態や農業者の経営改善に関する意向を把握するための農家実態調査を実施するとともに、関係部局間で連絡調整を図ることが望ましいと考えます。
- ② 市町村は、基本構想の策定に当たっては、地域農業再生協議会（農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第2の2に規定する地域農業再生協議会をいいます。以下同じです。）、農業協同組合、農業委員会、農地利用集積円滑化団体、土地改良区、農用地利用改善団体、普及指導センター等の関係団体のほか、農業法人、認定農業者、集落営農の代表者などと連携して、その内容について検討を行うこととします。
- ③ 基本構想は、基本方針と同様、農振法第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものである必要があります。
- ④ 基本構想は、必要に応じ法第6条第2項第1号から第5号までに掲げる事項の一部又は全部について、地域の特性に即して市町村内の地域を区分して記述することも可能です。

(2) 基本構想の同意

- ① 都道府県知事が各市町村の策定した基本構想について同意する場合、基本方針に即していることが同意要件となりますが、これは、基本方針と基本構想における数値の整合性を確認するという観点でなく、基本方針の基本的な考え方に沿った方向で、それぞれの地域の特性を踏まえて、基本構想が策定されているか否かを確認することとしてください。
- ② 都道府県知事が同意の申請を受理したときは、都道府県関係部局間で十分連絡調整を図り申請内容を検討するとともに、都道府県農業会議等の関係機関・団体の意見を聴いた上で同意を行うことが適当です。
また、都道府県の農政担当部局は、基本構想の同意に当たって、都市計画担当部局及び林業担当部局にあらかじめ連絡するものとします。

(3) 策定後の手続

- ① 市町村は基本構想の同意を得たときは、遅滞なく、様式第1号により当該同意を得て基本構想を定めた旨及び当該同意に係る基本構想を市町村の公報に掲載し、又は市町村の掲示板に掲示することその他所定の手段により公告するものとします。
- ② また、策定した基本構想の普及、基本構想に沿った農業経営基盤の強化を促進するための措置の実施については、農業委員会等の関係機関・団体と協力して行うこととしてください。

(4) その他

市町村の廃置分合が行われた場合、廃置分合後の市町村の区域を対象とした

基本構想が策定されるまでの間は、廃置分合前の市町村の基本構想がなお効力を有するものの、廃置分合後の市町村としての農業の振興方策等を速やかに地域の農業者等に明らかにすることが重要であるので、速やかに基本構想を策定することが望ましいと考えます。

第5 農業経営改善計画の認定制度

1 認定農業者制度の趣旨

認定農業者制度は、農業者が基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

2 経営改善計画の記載

(1) 経営改善計画の認定を申請する者（以下「認定申請者」といいます。）が作成する経営改善計画は、平成15年9月2日農林水産省告示第1419号（農業経営基盤強化促進法第32条の農林水産大臣が定める基準等を定める件。以下「告示」といいます。）に定める様式によるものとします（参考1）。

(2) また、経営改善計画には、認定申請者が関連事業者等と連携して行う経営改善のための措置を含めることができます。詳細については別紙3に掲げるとおりとします。

3 経営改善計画の認定申請

認定申請者は、その市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者であって、経営改善計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、その市町村の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができます。

また、次に掲げる取扱いに留意するものとします。

(1) 複数市町村にまたがる経営の取扱い

複数市町村において認定を希望する者は、それぞれの市町村に対して認定申請を行う必要があります。

また、近接する他の市町村において既に認定を受けている者から、新たに認定申請があった場合には、当該市町村においても認定基準を満たしていることが想定されるため、特段の支障がない限り、当該市町村でも速やかに認定することが望ましいと考えます。

(2) 夫婦等の共同申請の取扱い

次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による経営改善計画の認定の共同申請を認めることとします。

① 認定申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とします。

② 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該認定申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基本的事項について当該認定申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

- ③ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

4 経営改善計画の認定

(1) 経営改善計画の認定基準

市町村は、次に掲げる場合に、経営改善計画の認定を行うものとします。

- ① その計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであること。
- ② その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ③ その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
また、その際の具体的な認定基準は別紙4に掲げるとおりとします。

(2) 経営改善計画の認定の通知

市町村が経営改善計画の認定を行ったときは、様式第2号により、認定した旨を当該認定申請者に通知するとともに、認定申請書の写しを付してその旨を農業委員会に連絡するものとします。

(3) 経営改善計画の有効期間

経営改善計画の有効期間は、当初認定日から起算して5年とします。

また、計画を変更した場合であっても、当初認定日から起算して5年間が有効期間となります。

(4) 経営改善計画の審査体制

- ① 市町村は、経営改善計画の認定に当たっては、農業協同組合、農業委員会、土地改良区のほか、認定農業者、大規模個別経営、法人経営者、集落営農の代表者といった農業者等から構成される組織（以下「第三者組織」といいます。なお、第三者組織には、必要に応じて、税理士、中小企業診断士等の専門的な知識を有する者を構成員とすることにより審査体制の充実を図ることが望ましいと考えます。）から意見を聴取し、客観的な立場からの意見を求めることが適当です。
- ② また、人・農地プランに位置付けられた今後の地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」といいます。）については、人・農地プランの策定や見直しに際して設置した検討会において、既に客観的な審査が行われていることから、当該経営体が同様の内容で認定申請を行う場合には、第三者組織による意見聴取等を省略することができるものとします。
- ③ 第三者組織から意見を聴取する際には、以下のことに留意してください。
 - ア 市町村は、第三者組織の名称・構成員、意見聴取手続の方法等について、管内の農業者等に対し、あらかじめ周知しておくこと。
 - イ 市町村は、意見聴取に当たっては、例えば、毎月定例日を設けて行う等により、極力、第三者組織の負担を軽減するよう努めること。
 - ウ なお、第三者組織の構成員に認定申請者が含まれる場合には、その構成員から当該申請者を除いた上で意見聴取等を行うこと。

(5) 経営改善計画の広域認定

複数の市町村において経営改善計画の認定を受けようとする場合で、認定申請を受けた市町村のみで認定の可否を判断し難い場合には、関係市町村又は関

係市町村を区域とする都道府県に対し、当該経営改善計画の認定の可否を判断するために必要な情報の提供を求めること等により、適切に対応することとしてください。

(6) 留意事項

- ① 各地域が抱える「人と農地の問題」の解決を図るため、市町村等が人・農地プランを作成し、中心経営体への農地集積等を進めていくこととしています。
- ② 中心経営体は、今後の地域を支えていく農業者となっていく必要があることから、認定農業者制度を活用し、各種支援措置を利用して効率的かつ安定的な経営を実現することが望ましいと考えます。
- ③ このため、集落・地域の関係者の話し合いにより人・農地プランが策定された市町村において中心経営体から経営改善計画の認定申請があった場合には、人・農地プランとの整合性の確保を図り、当該中心経営体が認定されるよう配慮してください。

5 経営改善計画のフォローアップ等

- (1) 認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるため、農業経営指標（「新たな農業経営指標の策定について」（平成24年3月27日付け23経営第3612号農林水産省経営局長通知）に規定する農業経営指標をいいます。以下同じです。）を積極的に活用することとします。

具体的には、認定農業者は、自らの計画に記載された目標がどこまで達成されたかを確認し、それを踏まえて翌年以降においてもその経営改善を着実に進めるため、農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行うこととし、その結果を少なくとも認定期間の中間年（3年目）及び最終年（5年目）に市町村へ提出するものとします。

- (2) 市町村は、チェック結果等の報告を踏まえ、必要な場合には、普及指導センター、農業協同組合、農業委員会、株式会社日本政策金融公庫等と連携して認定農業者の経営改善状況の把握や指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理するものとします。

なお、都道府県や市町村等において、農業経営指標に準じた指標を用いる等により適切なフォローアップを実施することとしている場合には、そのような方法でフォローアップを実施することも差し支えありません。

このような取組により、経営改善計画の最終年である5年目においては、当該経営改善計画に記載された目標が確実に達成されるよう努めてください。

6 経営改善計画の取消し

(1) 取消事由

経営改善計画の取消事由は、次によるものとします。

- ① 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。
- ② 認定農業者又は関連事業者等が、経営改善計画に従って必要な措置を講じていないと認めるとき。

(2) 留意事項

- ① 市町村は、認定農業者が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合には、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合には、当該認定の取消しを行うこととします。
- ② 認定の取消しに当たっては、十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、第三者組織の意見も聴取した上で措置することとしてください。

なお、認定の取消しは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分に該当することに留意してください。
- ③ 市町村は、経営改善計画を認定する際においても、当該計画に記載された農業経営を改善するためのとるべき措置を講じていないと認められる場合には、認定を取り消すことがあり得る旨を周知することが必要です。

（3）認定の取消手続

行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりです。

- ① 取消しを行う旨及び聴聞を行う旨の通知の発出
 - ア 市町村は、認定の取消しの対象となる認定農業者に対し、事前に認定の取消しを行う旨を書面により通知します。その際、取消しの理由について、認定要件に照らしどのように抵触するのか、又は経営改善計画に従い必要となるどういった措置を講じていないのかを具体的に提示することとします。
 - イ アに併せて、市町村は、聴聞を行う旨を通知します。
 - ウ 市町村は、当該通知の発出から聴聞の開催までに十分な期間をとるとともに、当該通知に、行政手続法第15条第1項及び第2項に定められた事項のほか、代理人を選定することができること、聴聞に正当の理由なく出頭しなかった場合は聴聞を終結すること等について記載します。
- ② 聴聞の開催
 - ア 市町村は、聴聞の開催までに、聴聞の主宰者を指名します。
 - イ 主宰者は、聴聞において審理を行い、審理の経過を記載した調書を聴聞の期日ごとに速やかに作成します。また、聴聞の終結後、速やかに、認定の取消しの原因となる事実に対する認定農業者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、調書とともに市町村に提出します。
- ③ 取消通知の送付

市町村は、聴聞の調書及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定農業者に対し、その旨を通知します。その際、取消しの理由とともに、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てはできない旨及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による取消訴訟を提起することができる旨を記載します。

7 経営改善計画の再認定

- （1）経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者が、継続的に経営の発展を図るためには、そのときの経営環境に適切に対応しつつ、経営内容を点検し、改善すべき点を明確に意識した上で、新たな経営改善の目標を設定し、計画的

に経営改善を図っていくことが重要です。

- (2) このため、市町村は、関係機関と連携し、認定期間を満了する農業者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって、認定農業者制度の目的・意義等を再度周知した上で、その経営意向を十分確認しつつ、期間を満了する経営改善計画（以下「旧計画」といいます。）の実践結果について点検を行い、必要に応じて、新たな経営改善計画（以下「新計画」といいます。）の作成を促すことが必要です。併せて、旧計画の計画内容とその達成状況を十分分析し、新計画の実現可能性を総合的に検討した上で、新計画の認定の可否を判断してください。

8 認定農業者に対する農地集積について

- (1) 認定農業者への農地集積を促進する仕組みとして、法では、

- ① 農業委員会が行う農用地の利用関係の調整
- ② 農地保有合理化事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業
- ④ 利用権設定等促進事業
- ⑤ 農用地利用改善事業

といった農地の流動化を進める事業が制度化されており、これらの事業を活用して認定農業者へ農地の集積を図ることができます。

なお、①から⑤までの制度の具体的な運用については、第6から第11までに掲げるとおりです。

- (2) これらの農地集積に関する制度を推進する市町村及び関係機関は、その地域で人・農地プランが作成又は更新される場合には、その準備段階から議論に参加してください。また、中心経営体が経営改善計画の認定を受けた場合は、地域の農業者の合意の下に農地が中心経営体に集積するプロセスが明確になっていますので、市町村及び関係機関は、経営改善計画に掲げる目標年度までに集積が進むよう積極的に支援してください。

9 関係機関等に対する認定農業者に関する情報の提供

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関等においても認定農業者に関する情報を有しておくことが適当です。

このため、市町村が認定農業者に関する情報を関係機関等へ提供する際は、別紙5を参考にしつつ適切に対応することとしてください。

第6 農業委員会が行う農用地の利用関係の調整等

1 農業委員会が行う農用地の利用関係の調整

認定農業者への利用権の設定等を促進する仕組みとして、農地の権利移動のあっせんや農用地の出し手及び受け手の掘り起こし活動等に実績のある農業委員会が、認定農業者や農用地の所有者からの申出を受けて、農用地の利用関係の調整を行うことによって、農用地利用集積計画作成の前段階で土地利用調整を行う仕組みが制度化されています。

なお、本制度の具体的な運用については別紙6のとおりです。

2 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体による農用地の買入協議

農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体による農用地の買入協議は、離農農家や経営転換する農家の所有する優良農地を円滑に認定農業者の規模拡大に結び付けていくために設けられた制度です。

なお、農地利用集積円滑化団体については、買入協議を行えるのは農地売買等事業を実施する者に限られることに留意が必要です。

本制度の具体的な運用については、別紙6のとおりです。

第7 農地保有合理化法人が行う事業

1 農地保有合理化法人制度の趣旨

農地保有合理化法人は、農地法（昭和27年法律第229号）上例外的に不耕作目的での農地に関する権利の取得を認められ、農地の売買、貸借を通じて農地の権利移動の方向付けを行い、担い手農家の規模拡大に貢献するもので、農地利用集積円滑化事業及び農業経営基盤強化促進事業と相まって、農業経営の基盤強化を通じて効率的かつ安定的な農業経営を育成する法人です。

2 農地保有合理化法人制度の運営に当たっての留意点

農地保有合理化法人制度の運営に当たっては、以下に掲げる点に留意することとします。

- (1) 農地保有合理化法人は、その位置付けられている基本方針及び基本構想に基づき、その事業実施地域に係る農業振興地域整備計画の内容に則して適正かつ円滑に農地保有合理化事業を行うこと。
- (2) 農地保有合理化法人は、行政機関、農地利用集積円滑化団体、農協系統組織、農業委員会組織、普及指導センター等関係機関・団体との協調に努めること。
- (3) 都道府県知事は、農地保有合理化事業について随時その実態の把握に努め、農地保有合理化法人に対し適切な指導と助言を行うとともに、必要に応じて法に基づく監督措置を講ずること。

3 農地保有合理化法人の要件

農地保有合理化法人は、次に掲げる要件を満たす者であることが必要です。

また、その構成員については、原則として営利を目的としない農業関係の法人に限るものとします。

- (1) 都道府県が社員となっている一般社団法人でその有する議決権（その社員のうちに市町村が含まれている場合には、当該市町村の有する議決権を含みます。）の数が議決権の総数の過半を占めるもの又は都道府県が基本財産の拠出者となっている一般財団法人でその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに市町村が含まれている場合には、当該市町村の拠出した基本財産を含みます。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものであること。
- (2) その法人が主として農地保有合理化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。

4 農地保有合理化事業の内容

農地保有合理化事業の具体的な内容は（１）から（５）までのとおりです。

（１）農地売買等事業

本事業は、農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業です。なお、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するために、農業用施設の用に供される土地も当該事業の対象としています。

（２）農地売渡信託等事業

本事業は、売買差損の発生のため農地の売買による事業では対応しにくい農地価格の下落地域等において農地売買等事業を補完し、離農農家、規模縮小農家が保有する優良農地を担い手に再配分するため、農地の売渡信託を引き受け、併せて信託の委託者に対して資金を貸し付ける事業です。

（３）農地貸付信託事業

本事業は、不在村農地所有者等が保有する農用地等を認定農業者等の担い手に集積させるため、農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業です。

（４）農業生産法人出資育成事業

本事業は、農業生産法人の自己資本の充実と経営規模の拡大を図るため、農業生産法人に対して次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式の全てを当該農業生産法人の他の構成員に計画的に譲渡する事業です。

① 農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資

② （１）から（３）までに掲げる事業により売り渡し、交換し、若しくは貸し付けた農用地等又は①の現物出資に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資

（５）研修等事業

本事業は、農地保有合理化法人が農業経営を担うべき者を育成するため、新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業です。

5 その他農業構造の改善に資するための事業

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」といいます。）第1条第2号に定める「その他農業構造の改善に資するための事業」とは、次に掲げるものです。

（１）農地又は採草放牧地と一体的に利用される農業用施設（規則第10条第2号に掲げる農業用施設をいいます。）及び当該農業用施設と一体的に利用することが適当と認められる装置を買入れて農業者等に売り渡す事業

（２）認定就農者（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項の認定を受けた者をいいます。）及び集落営農が導入する農業用機械等について助成を行う事業又は意欲ある経営体が融資を活用して施設等を整備する際に、当該施設等の整備に係る経費から融資

- の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業内容に相当する事業
- (3) 農業就業構造の改善を目的として地方公共団体が作成した計画に基づき誘致される企業の用地取得、造成及び売渡しに関する事業
 - (4) 農業経営指導、農業用機械の貸付け、公共育成牧場の設置その他農業の近代化に資するための事業
 - (5) 農作業受託を促進するため農作業受託料相当額の資金を貸し付ける事業
 - (6) 農地売買等事業、農業生産法人出資育成事業及び(5)の農作業受託を促進する事業と併せて実施する簡易な土地基盤整備事業又は農業用機械・施設を導入する事業
 - (7) 遊休農地を活用して経営規模拡大等を図ろうとする担い手農業者等を支援するため当該遊休農地に対する土地条件等の簡易な整備を行う事業
 - (8) 農地保有合理化法人が農作業の委託を受けて自ら農作業を実施する事業

6 信託法の特例

農地売渡信託等事業及び農地貸付信託事業の実施に当たり、信託法（平成18年法律第108号）の適用上必要な特例措置が講じられています。

7 農地保有合理化支援法人

農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人の活動を支援していくために、農地保有合理化支援法人が法律上位置付けられています。

農地保有合理化支援法人の業務は、農地保有合理化法人に対する債務保証、資金の貸付け及び助成等が定められています。

農地保有合理化法人は、農地保有合理化支援法人が行うこれらの支援を活用し、農地保有合理化事業の積極的な展開を図っていくこととしています。

8 他の事業との調整

農地保有合理化事業は、その位置付けられている基本方針及び基本構想に基づき、その事業実施地域に係る農業振興地域整備計画の内容に即し、かつ農業構造の改善に資するための次に掲げる事業との連携・調和を図りつつ実施するものとします。

- (1) 農地利用集積円滑化事業
- (2) 利用権設定等促進事業
- (3) 規模拡大加算（農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第7の5の（1）に規定する事業）及び農地集積協力金（戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱第2の2に規定する事業）
- (4) 農業者年金基金の行う農地等の借受け及び貸付けの事業
- (5) 交換分合、換地処分を伴う土地改良事業その他農地保有合理化事業の実施地域内における農地保有の合理化に資するために行われる農地等の権利の移動に関する事業

9 国への報告

- (1) 都道府県知事は、法第7条第1項の規定により農地保有合理化事業規程を承認したときは、速やかに当該承認書の写しにその他必要な書類の写しを添えて、その旨を地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府

沖縄総合事務局長。以下同じです。)に報告するものとします。

- (2) 都道府県知事は、年度開始後速やかに当該都道府県下の農地保有合理化法人が行う事業に係る当該年度の事業計画を地方農政局長に提出するものとします。また、前年度の事業実績については、年度開始後3ヶ月以内に前年度末の財務諸表を添えて地方農政局長に報告するものとします。
- (3) 都道府県知事は、農地保有合理化事業規程の承認の取消を行った場合には、当該取消通知書の写し、取消事由及び当該農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施により買入れ又は借入れをした農用地等を保有している場合におけるその処分についての所見を添えて、その旨を速やかに地方農政局長に報告するものとします。
- (4) 都道府県知事は、農地保有合理化法人が農地保有合理化法人でなくなった場合及び農地保有合理化法人がその名称、役員、住所、農地保有合理化事業規程その他重要な事項の変更を行った場合には、その旨を(変更のあった役員にあっては、変更後の役員の履歴を添えて)地方農政局長に報告するものとします。

第8 農地利用集積円滑化団体が行う事業

1 農地利用集積円滑化事業の趣旨

面としてまとまった形での農地の利用集積を進め、農業者が、規模拡大によるメリットを享受できるよう市町村段階に設置する農地の仲介組織(農地利用集積円滑化団体)が農地をまとめて使いやすくするために、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行う事業です。

2 農地利用集積円滑化事業の内容

(1) 農地所有者代理事業

農地所有者代理事業とは、次に掲げる事業をいいます。

- ① 効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の面的にまとまった形での利用集積(以下「面的集積」といいます。)の円滑な促進を図るため、農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託(以下「貸付け等」といいます。)を行う事業
- ② 農地利用集積円滑化団体が、委任に係る農用地等についてその所有者自らが耕作又は管理を行うことが困難な場合に、貸付け等が行われるまでの間当該農用地等を良好な状態に保つために除草、畦畔の維持等の管理を行う事業

(2) 農地売買等事業

農地売買等事業とは、農地利用集積円滑化団体が農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業をいいます。

(3) 研修等事業

研修等事業とは、農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法

を実地に習得するための研修その他の事業をいいます。

3 農地利用集積円滑化事業の実施主体

- (1) 農地所有者代理事業の実施主体は、自ら農用地の権利主体となる必要がないことから、全国の市町村で幅広く農地所有者代理事業に取り組めるよう、
 - (2) に掲げる者及びそれ以外の営利を目的としない法人又は法人格を有しない団体であって次に掲げる要件を満たす者となります。
 - ① 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。
 - ② その法人又は団体が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。
- (2) 農地売買等事業及び研修等事業の実施主体は、売買、賃貸借等を通じて自ら農用地の権利主体となること等から、市町村、農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人であって次に掲げる要件を満たす者となります。
 - ① 市町村が社員となっている一般社団法人でその有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含みます。）の数が議決権の総数の過半を占めるもの又は市町村が基本財産の拠出者となっている一般財団法人でその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含みます。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものであること。
 - ② その法人が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。

4 事業実施地域

農地利用集積円滑化事業は、基本として、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除きます。））を除いた市町村の全域を対象として行われるものとします。

なお、市町村の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等がある場合は、そのような地域を除いて、例えば、農業振興地域（農振法第6条第1項の規定による農業振興地域をいいます。）を事業実施地域とすることも可能です。

5 農地利用集積円滑化事業規程

- (1) 農地利用集積円滑化事業規程の市町村の承認
農地利用集積円滑化事業を行おうとする者で市町村以外のものは、当該事業の種類、実施地域及び実施方法について定めた農地利用集積円滑化事業規程について市町村の承認を受けなければなりません。
なお、農地利用集積円滑化事業規程の承認に当たっての留意事項は、別紙7のとおりです。
- (2) 市町村による農地利用集積円滑化事業規程の作成

市町村自らが農地利用集積円滑化事業を行おうとするときは、市町村は、農地利用集積円滑化事業規程を作成しなければなりません。

また、市町村が農地利用集積円滑化事業規程を定めようとする場合、当該市町村の長は農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供しなければなりません。これは、市町村自らが農地利用集積円滑化事業を実施しようとする場合に、市町村以外に農地利用集積円滑化事業の実施を検討している組織もあり得ること等から、これらの者から意見を聴くための機会を設け、事業の実施等について事前に調整を行うことができるよう措置されたものです。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の内容

農地利用集積円滑化事業規程には、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関して定めることとされています。なお、規程の具体的な内容については、参考様式1の農地利用集積円滑化事業規程例を参照して下さい。

6 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等

市町村は、農地利用集積円滑化事業について随時その実態の把握に努める必要があり、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して報告を求め、業務運営の改善を命じ、農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消すことができます。

なお、農地利用集積円滑化団体が市町村である場合、これらの規定は適用されません。

7 その他の農地利用集積円滑化事業の実施に当たっての留意事項

(1) 農地利用集積円滑化事業の実施に関しては、次の事項に留意してください。

- ① 農地利用集積円滑化団体は、その位置付けられている市町村基本構想に基づき、その事業実施地域に係る農業振興地域整備計画の内容に則して適正かつ円滑に農地利用集積円滑化事業を行うこと。
- ② 農地利用集積円滑化団体は、関係機関及び関係団体との連携を図ること。
- ③ 市町村は、農地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、毎年度、前年度の事業実績及び当該年度の事業実施計画について農地利用集積円滑化団体から報告を受けること。

(2) 農地利用集積円滑化事業の実施に当たってのその他の留意事項については、別紙7のとおりです。

第9 農業経営基盤強化促進事業

農業経営基盤強化促進事業は、法第4条第4項各号に定める利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業の実施を促進する事業、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業等をいいます。

本事業の実施の原則としては、

- ① 農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農用地の農業上の計画的かつ効率的な利用を積極的に進める方向で実施すること
- ② 都市計画法第7条に規定する市街化区域内では、市街化調整区域等の市街化区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用

地の存する区域を除いて、農業経営基盤強化促進事業を行わないこととされています。

なお、農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整については、別紙8のとおりです。

また、農地保有合理化事業等の実施を促進する事業の実施に当たっては、市町村は関係機関と連携し、当該市町村の区域内の農業者に対して、事業等の普及啓発活動を行い、当該事業等の実施を促進してください。

第10 利用権設定等促進事業

1 利用権設定等促進事業の趣旨

利用権設定等促進事業は、市町村が農業委員会等の関係機関・団体と協力して、農用地の出し手の掘り起こし活動を行い、掘り起こされた農用地を効率的かつ安定的な農業経営に結び付けていくことにより、農用地の権利移動の円滑化と方向付けを図る事業です。

なお、利用権設定等促進事業を推進する上での留意事項は、別紙9のとおりです。

2 利用権設定等促進事業の具体的な内容

(1) 利用権設定等促進事業の対象となる土地の定義

- ① 法第4条第1項第1号の「農用地」は、農地法第2条第1項に規定する「農地」及び「採草放牧地」のことです。
- ② 法第4条第1項第2号の「木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地」は、いわゆる「混牧林地」と呼ばれる土地で、林業的土地利用と畜産的土地利用との両立を図る土地のことです。
- ③ 法第4条第1項第3号の「農業用施設の用に供される土地」は、いわゆる「農業用施設用地」と呼ばれている土地であり、農業用施設とは、
 - ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地又は混牧林地の保全又は利用上必要な施設
 - イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物乾燥・調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、乾燥、調製、貯蔵、出荷、加工処理又は販売の用に供する施設
 - ウ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納・修理施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設をいいます。

なお、アの用に供される土地については、一般に農用地等の附帯地として利用権の設定等が行われることが多いものと考えられますが、土地改良区等が当該土地のみについて又は開発して当該土地にすることを目的として利用権の設定を受ける場合も考えられますので、それぞれの場合に応じて農用地等の附帯地又は独立の農業用施設用地として取り扱うこととしたものです。

(2) 利用権の設定等を受ける者について

利用権の設定等を受ける者は、農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められることが必要です。

① 法第18条第3項第2号イ及びロの要件は、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）の別紙1の第3の3（耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用していると認められるかの判断基準）及び5（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかの判断基準）に準じて運用することとなります。

② 農業生産法人を含めた集団的な土地利用調整の円滑化に資するため、農業生産法人の構成員が当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権設定等を受けることができることとされ、利用権設定等の受け手要件の適用が除外されています。なお、本特例の対象となる農業生産法人の構成員から、関連事業者（農地法第2条第3項第2号チ）が除外されていますのでご注意ください。

ア 特例の適用を受けるための要件等

農業生産法人の構成員が利用権の設定等を受けるためには、当該利用権の設定等が次の全てに適合する必要があります。

(ア) 利用権の設定等を受ける者が現に農業生産法人の組合員、社員又は株主であり、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うものであること。

(イ) 利用権設定等促進事業を通じて利用権の設定等を受け、かつ、農業生産法人に利用権の設定等を行うこと。

(ウ) 利用権の設定等を受けた土地の全てについて農業生産法人に利用権の設定等を行うこと。

なお、農業生産法人は法第18条第3項第2号の要件を満たすものでなければなりません。

イ アの(イ)及び(ウ)を担保するため、構成員が受ける利用権の設定等と構成員が農業生産法人に対して行う利用権の設定等は同一の農用地利用集積計画において行う必要があります。

また、アの要件について慎重な審査を行うことと併せて、この特例が、農業生産法人の構成員が資産保有の目的のために農用地を取得するといったこと等に悪用されないように留意する必要があります。

(3) 設定され又は移転される利用権の種類

① 利用権設定等促進事業の実施によって設定され又は移転される利用権の種類は、(ア)農業上の利用を目的とする賃借権、(イ)農業上の利用を目的とする使用貸借による権利、(ウ)農業経営の受託により取得される使用及び収益を目的とする権利（以下「経営受委託に係る使用収益権」といいます。）です。

② 経営受委託に係る使用収益権とは、使用貸借による権利又は無名契約ないし混合契約による権利と考えられますが、その場合の農業経営の受委託の内容は、(ア)受託農業経営の主宰権並びに生産物の所有権及び処分権は受託者に帰属し、(イ)受託農業経営に係る損益は委託者に帰属する（すなわち、受託農業経営に係る危険負担は委託者が負う。）ものです。

③ 利用権設定等促進事業の実施による権利移動の内容について、地域の農業及び土地利用の実態からみて、(ア)利用権の移転、(イ)経営受委託に係る使用収益権の設定、(ウ)混牧林地又は開発して農用地とすることが適当な土地に係る利用権の設定等が見込まれない場合には、基本構想上これらに係る事項

を省略して差し支えありません。

3 農用地利用集積計画の作成

農用地利用集積計画は、農用地の地権者と意欲ある農業者との農用地の貸借等を集団的に行うために、市町村が同一の計画書において個々の権利移動をまとめ、集団的に貸借等の効果を生じさせるものです。

(1) 農用地利用集積計画に係る申出

市町村は、農用地利用集積計画の作成に当たっては、あらかじめ、市町村の区域内にある農用地につき所有権又は使用収益権を有する者及び利用権設定等促進事業の実施によって利用権の設定等を受けることを希望する者からの利用権の設定等を行いたい旨又は利用権の設定等を受けたい旨の申出を取りまとめるよう努めてください。この場合において、農業委員又は集落段階で農業経営基盤強化促進事業の推進に当たる者の協力を得てその申出を取りまとめることが適当です。

なお、市町村の区域内に耕作放棄されている農用地又は利用度の低い農用地で、有効利用を図ることが相当と認められるものがあるときは、市町村は、利用権の設定等を行いたい旨の申出をするよう、その農用地につき所有権又は使用収益権を有する者に勧奨することが適当です。

(2) 農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体等からの農用地利用集積計画についての作成の申出

① 農地利用集積円滑化団体からの申出

農地利用集積円滑化団体はその事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出た場合には、市町村は、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。

② 農用地利用改善団体からの申出

農用地利用改善団体はその構成員の農用地の利用関係の改善を図るため、農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出た場合には、市町村は、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。

③ 農業協同組合からの申出

農業協同組合は、農用地利用集積計画作成を申し出る過程で、①自らが土地利用の調整の主体となって調整を行う場合と、②その組合員の組織する集団等による自主的な農用地の利用関係の改善のための取組の結果をくみ上げて土地利用の調整を行う場合などが考えられます。

地域の農業者等による自主的な農用地の利用関係の改善のための取組を助長する観点から、農業協同組合は、地域の実情に応じて①と併せて②を積極的に推進することが適当と考えます。

④ 土地改良区からの申出

土地改良区が換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出た場合には、市町村は、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。

この場合、土地改良区は、換地処分を待つまでもなく、工事の施工中であっても換地予定地が一時利用地として指定された場合には、従前の土地に対する利用権の設定等のための調整を積み重ね、その成果を農用地利用集積計

画を通じて換地処分後の農用地利用に引き継いでいく取組を促進することが必要です。

(3) 農用地利用集積計画についての土地の権利を有する者の同意

- ① 農用地利用集積計画は、利用権の設定等が行われる土地ごとに、利用権の設定等を受ける者並びに利用権の設定が行われる土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていなければならないこととされています。

したがって、対象土地に所有権以外の使用収益権が設定されていない場合には当該土地について利用権の設定等を受ける者及び当該土地の所有者の同意で足りませんが、対象土地に所有権以外の使用収益権が設定されている場合には当該土地について利用権の設定等を受ける者並びに当該土地の所有者及び所有権以外の使用収益権を有する者の全ての同意を得なければなりません。その上で、農業委員会に諮り決定を経なければなりません。この場合、抵当権者等の担保物権者は不動産質権者を除き土地についての使用収益権を有する者ではないので、その同意は要しません。

- ② なお、法第18条第3項第4号は「土地ごとに」同意が得られていることが必要である旨規定していますが、これは権利移動の対象となる土地につき権利を有する者以外の者の同意をとる必要はないので、疑義のないように明文化したものです。

(4) 農用地利用計画の公告等

- ① 農用地利用計画の公告により同計画に定める利用権の設定等に係る法的効果が発生します。
- ② 市町村は、様式第3号により、農用地利用集積計画を定めた旨及び当該農用地利用集積計画の内容（規則第17条に規定する農業経営の状況を除きます。）を市町村の公報に掲載し、又は市町村の掲示板に掲示することその他所定の手段により公告することが必要です。
- ③ 市町村は、②により公告した農用地利用集積計画に係る（3）の①の同意者の中に当該市町村内に住所を有しない者がいるときは、公告後速やかに当該者に対し公告した農用地利用集積計画の内容を付してその旨を通知することが必要です。
- ④ 市町村は、農用地利用集積計画によって設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間が経過する前に利用権の設定等に係る当事者に対し利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知するとともに、次期農用地利用集積計画を作成するため、十分な時間的余裕をもって、（1）、（3）並びに（4）の②及び③までの手続を進めることが必要です。
- ⑤ 市町村は、農用地利用集積計画書を市町村の主たる事務所に備え置き、利用権の当事者等の必要に応じ、その閲覧に供することが必要です。
- ⑥ 所有権の移転の効力を対価の支払いに係らしめている場合は、市町村は、公告があった農用地利用集積計画の所有権移転に係る対価の支払期限後遅滞なく、対価の支払いを確認する必要があります。

(5) 農用地利用集積計画の作成の詳細については、別紙10のとおりです。

4 農用地利用集積計画の取消し

- (1) 農用地利用集積計画の作成は、これを公告することにより特定人の権利義務を具体的に決定することとなることから、行政処分に当たると解されます。したがって、法令に定める要件又は手続に違反した作成又は公告が行われた場合には、その行政処分は、いわゆる瑕疵ある行政処分であり、市町村はこれを取り消すことが必要です。
- (2) また、利用権の設定等に係る土地が正当な事由なく公告があった農用地利用集積計画に定める利用目的に供されていない場合等で詐欺その他不正な手段により当該農用地利用集積計画を作成させたと認めるときは、市町村は、当該土地に係る農用地利用集積計画を取り消すことができます。
- (3) この場合において、農用地利用集積計画の取消しは、市町村が、その取消しの公告をすれば足りますが、取扱上は要件違反等について、農業委員会の同計画を取り消す旨の決定を経て行うことが適当です。
- (4) 農用地利用集積計画の取消しの詳細については、別紙10のとおりです。

5 利用権の設定等を受けた者に対する勧告

市町村の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができます。

- (1) その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- (2) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- (3) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

6 農地法等の特例

農用地利用集積計画による利用権の設定等に関しては、利用権の設定等を促進する観点から、次のとおり農地法及び農振法の特例が設けられています。

- (1) 農用地利用集積計画によって農用地について利用権の設定等が行われている場合（転用のため利用権の設定等が行われる場合を除きます。）には、農地法第3条第1項の許可を受けることを要しません。
- (2) 農用地利用集積計画については、利用権設定等が行われる農用地について所有者及び所有者以外の使用収益権を有する者の全ての同意を得なければならないとされていますが、相続等により共有状態となる農用地の増加が見込まれる中で、利用権設定等促進事業の円滑な実施により農用地の有効利用を図るため、共有農用地における農用地利用集積計画の策定に係る共有者の同意について、存続期間が5年以内の利用権の設定又は移転については、共有持分を有する者の過半の同意でよいとされています。
- (3) 農用地利用集積計画によって農用地について設定され、又は移転された利用権に係る賃貸借については、農地法第17条本文の規定にかかわらず、その当事

者が、その期間の満了の1年前から6月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしなくても、従前の賃貸借と同一の条件でさらに賃貸借をしたものとはみなされません。

- (4) 法第18条第2項6号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地を適正に利用していないと認められる場合の賃貸借の解除は、農地法第18条第1項第6号の規定に基づきあらかじめ農業委員会に届け出て行う場合は、同項の許可は要しません。
- (5) 農用地利用集積計画によって農用地について転用のための利用権の設定等が行われる場合には、農地法第5条第1項の許可を受けることを要しないとともに、農用地利用集積計画によって転用のため設定され、又は移転された権利に係る農地を当該計画に定める利用目的に供するときは、農地法第4条第1項の許可を要しません。
- (6) 農用地利用集積計画によって農用地区域内の土地について開発行為をするため利用権の設定等が行われた場合において、当該土地を農用地利用集積計画に定める利用目的に供するときは、農振法第15条の2第1項の許可を要しません。
- (7) 農用地利用集積計画によって土地について利用権の設定等が行われる場合は、土地売買等の契約の締結には該当しないので国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第14条第1項の許可及び第23条第1項の届出は不要です。

7 登記事務の処理等

法第21条の規定に基づく登記事務に関しては、一般的に、農業委員会の取組体制の整備の状況に応じ農業委員会が処理することが適当です。

なお、利用権設定等促進事業の実施に関する事務を農業委員会が処理する場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく事務の委任を行うことが適当と考えます。

8 土地改良事業等との調整

- (1) 市町村は、土地改良区の地区内その他土地改良事業が実施されている地域内の土地を含めて農用地利用集積計画を作成しようとする場合には、あらかじめ、関係土地改良区と協力して当該土地に係る所有者、当該土地改良事業の参加資格者及び当該土地につき新たに利用権設定又は移転を受けようとする者との間で十分協議を行わせ、当該利用権の設定又は移転後における当該土地改良事業の参加資格者の確定が円滑に行われるよう努めることが必要です。
- (2) この場合、土地改良事業の参加資格者（3条資格者）については、地域の実情によって異なるものと考えられますが、一般的には土地所有者が土地改良事業の参加資格者となることが、土地改良事業の円滑な推進上からも、利用権設定等促進事業の推進上からも、実際的であると考えます。
ただし、所有者が営農継続の意欲に乏しい場合、利用権者の側に土地改良事業に対する意欲が強く、かつ、土地改良事業費の負担関係について所有者との間に了解がついている場合、土地の利用状況に変化が生じない場合等において

は、地域の実情に応じて利用権者を3条資格者とすることも適当と考えます。

- (3) なお、関係者間において協議が調い土地所有者が土地改良事業の参加資格者となることとなった場合には、法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画についての農業委員会の決定後遅滞なく土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条第2項の規定に基づく農業委員会の資格交替の承認が行われることが必要です。

9 関係機関による協力

(1) 農業委員会による事業の推進等

利用権設定等促進事業を円滑に推進するに当たり、農業委員会の農地行政に果たすべき役割及び実績からみて農業委員会の主体的かつ積極的な取組が期待されることです。

このような観点から、農業委員会の体制整備の状況に応じ、利用権設定等促進事業の実施に当たって適切と認められる事務を農業委員会が処理することとすること等により本事業の効率的な推進体制を整備するよう指導することが必要です。

(2) 都道府県農業会議の協力

- ① 法第22条の都道府県農業会議の資料提供等の協力は、効率的かつ安定的な農業経営を実現するために市町村の範囲を超えて規模拡大を行おうとする者、新規に就農しようとする者等の利便に資するため、都道府県農業会議がこれらの者からの要望等を受けた農業委員会に対し、他市町村における農用地の保有及び利用の現況、効率的かつ安定的な農業経営の指標等の資料及び情報の提供、農業委員会間の連絡等の協力をを行い、市町村を超える広域の農用地の利用関係の調整の円滑化を図ろうとするものです。
- ② 市町村、農業委員会、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人は、都道府県農業会議の役割が十分に発揮できるよう、関係資料の提供等に配慮することが必要です。

第11 農用地利用改善事業について

1 趣旨

農用地利用改善事業とは、一定の地縁的なまとまりのある地域において、地域内の農用地に権利を有する者の2/3以上の者によって組織された農用地利用改善団体が、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地を集積し、担い手の育成・確保を図ろうとするものです。

2 農用地利用規程の作成

(1) 農用地利用規程の作成

農用地利用改善団体は、地域における話し合いを通じて、農用地利用改善団体の準則となる農用地利用規程を定め、市町村から認定を受けることができます。当該規程に定める事項は次のとおりです。

- ① 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
② 農用地利用改善事業の実施区域

- ③ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- ④ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- ⑤ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

なお、各事項の具体的な内容は別紙11に掲げるとおりとします。

(2) 特定農用地利用規程の内容

特に担い手の不足が見込まれる地域においては、農用地の引き受け手となる農業経営を営む法人（特定農業法人）又は一定の要件を満たす農用地の利用の集積を行う団体（特定農業団体）を、当該特定農業法人又は特定農業団体（以下「特定農業法人等」といいます。）の同意を得て、農用地利用規程（この場合の農用地利用規程を「特定農用地利用規程」といいます。）に定めることができます。

なお、特定農業団体となるための要件については、別紙11のとおりです。

特定農用地利用規程においては、（1）に定める事項に加えて、次に掲げる事項を定めることとします。

- ① 特定農業法人等の名称及び住所
- ② 特定農業法人等に対する農用地の利用の集積の目標
- ③ 特定農業法人等に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事業

なお、各事項の具体的な内容は別紙11に掲げるとおりとします。

3 農用地利用規程の認定

- (1) 農用地利用規程の認定を受けようとするときは、様式第4号により申請書1通及びその写し1通に所要の添付資料を添えて農用地利用改善事業の実施区域を管轄する市町村に申請します。
- (2) 市町村は、農用地利用規程の認定をしようとするときは、農業委員会及び実施区域を地区とする農業協同組合の意見を聴くものとされていますが、これらを含む地域農業再生協議会や第三者組織の意見を聴くことが適当です。
- (3) 市町村は、農用地利用規程を認定したときは、様式第5号によりその旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市町村の公報に掲載し、又は市町村の掲示板に掲示することその他所定的手段により公告するとともに、様式第6号により認定した旨を当該団体に通知してください。
- (4) 特定農用地利用規程の認定要件は、法第23条第3項各号及び同条第6項各号に掲げられているとおりですが、同条第6項第1号の中の「相当部分」とは、特定農業法人にあつては、その区域内の農用地面積（当該地区内に認定農業者がいる場合は、当該認定農業者が集積する面積を除きます。）の過半を、特定農業団体にあつては、3分の2をいいます。

4 特定農用地利用規程の有効期間及び延長

特定農用地利用規程の有効期間は5年と規定されていますが、特定農業法人等の同意を受け、市町村の承認を受けた場合は、5年を超えない範囲内で有効期間を延長できるとされています。市町村は、農用地の利用の集積の目標の達成状況等を勘案して承認を行うものとしませんが、特定農業団体を定めた農用地利用規程についての延長承認は、農業生産法人となることができなかったことにつきやむを得ないと認められる事由がある場合等に限定することが適当です。

5 農用地利用規程の変更及び取消し

- (1) 市町村は、農用地利用規程の変更の認定の申請を受けた場合には、当該変更に係る事項が農用地利用規程の認定要件を満たしているかどうかを審査します。ただし、特定農業団体が、農業経営を営む法人となる場合、組織変更前後で、構成員に同一性が認められ、当該農業経営を営む法人の組合員、社員又は株主の過半が、当該農業経営を営む法人に組織変更する前の特定農業団体の構成員により占められていれば、変更の認定は不要です。
- (2) 市町村は、次に掲げる事由に該当する場合は、認定を取り消すことができますが、この取消しを行う前に当該農用地利用改善団体に対し必要な是正措置を講ずるよう十分指導することが適当です。
 - ① 市町村が認定した農用地利用規程（変更があった場合には変更の認定又は届出後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないこと。
 - ② 農用地利用改善団体が所要の要件を満たさなくなったこと。
 - ③ 基本構想が変更され、農用地利用規程が基本構想に適合しなくなったにもかかわらず、遅滞なく変更の認定を受けなかったこと。

6 指導及び助言

- (1) 市町村は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促すものします。
- (2) 市町村は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努めるものとしします。

7 認定農業者等に対する利用権の設定等の勧奨等

- (1) 農用地利用改善団体は、捨てづくりが発生している農用地等がある場合には、認定農業者等に当該農用地について利用権の設定や農作業の委託を行うよう勧奨してください。なお、勧奨に当たっては相手方の耕作する意思を十分に確認し、相手方に農地の耕作の意思がなく、勧奨にも応じない場合には、その旨を農業委員会に申し出て適切な措置を講ずることを求めることもできます。
- (2) また、このような農用地がある場合には、その区域内の特定農業法人等は当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、農用地の効率的かつ総合的な利用に努めてください。

- (3) 今後、農業者の世代交代が進む中で、相続による農地の分散化や農地所有者の不在村化が懸念されます。遊休農地の発生防止を含め地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るためには、相続の発生に備え、農用地利用改善団体が中心となって、地域の農用地の利用のあり方を農用地利用規程を活用して取り決めておくことが重要なので、この農用地利用規程の策定に当たっては、市町村及び地域農業再生協議会等の農業関係機関・団体が積極的に話し合い活動に参画し、支援を行ってください。

8 農業協同組合法の特例

- (1) 自作地に利用権が設定されたことにより、農業者でなくなった場合は、農業協同組合又は農事組合法人の正組合員たる地位を失うこととなりますが、農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定された場合には、引き続き正組合員たる地位を失わないこととされています。なお、この特例を受けるには、農用地利用改善団体の構成員であることその他農林水産大臣が定める基準に該当するとともに、当該農業協同組合又は農事組合法人の定款で定めるものに限ります。

また、「当該農業協同組合又は農事組合法人の定款で定めるもの」の内容は、告示の1の趣旨に即したものであることが必要です（別紙11参考）。

- (2) 法第23条第1項の認定を受けた農事組合法人は、農用地利用改善事業を行うことができることとされていますが、この特例は、農業協同組合法（昭和22年法律132号）第72条の8第1項第1号の事業（農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業）を行う農事組合法人を対象としています。

9 土地改良法の特例

農用地利用改善団体たる農事組合法人は、土地改良法の特例として、同法の定めるところにより土地改良事業を行うことができることとされています。

なお、この農事組合法人が行い得る土地改良事業とは、土地改良法第2条第2項各号に掲げる土地改良事業の全てです。

第12 無利子貸付制度

法附則第8項の国の利子補給制度は、ほ場整備事業等の実施を契機として担い手への農用地の利用集積を促進するため、特定の土地改良事業に係る農家負担金の軽減に資するよう、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」といいます。）が行う無利子の貸付けについて、国が当該貸付けに関する利子補給契約を公庫と結ぶことができるものです。なお、本制度の運用については経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知）及び経営体育成促進事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2432号農林水産省農村振興局長通知）により定められています。

第13 推進体制等

1 市町村における推進体制

農業経営基盤の強化を促進するための措置が効果的に実施されるためには、関係農業者等の農用地の利用あるいは経営の改善に関する意向に即しつつ、その改

善のための調整が関係農業者等の主体的な参加の下に進められることが重要です。このため、市町村は、地域農業再生協議会、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、普及指導センター等の関係機関・団体等と連携して、基本構想の内容について検討するとともに、農業経営基盤の強化を促進するための措置の円滑な実施及びその推進方策について協議してください。

2 都道府県における推進体制

都道府県は、基本方針の策定、農地保有合理化事業の実施、農業経営基盤強化促進事業の推進等について、都道府県農業再生協議会（農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱第2の1に規定する都道府県農業再生協議会をいいます。）、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、都道府県土地改良事業団体連合会、都道府県農業公社その他の関係機関・団体が一致協力して取り組めるような体制の整備を図ってください。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の内容

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

都道府県における農業生産、農業構造等の10年間を見通した今後の農業の基本的な方向を記述した上で、当該都道府県において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保やこれらの経営の育成の考え方を記述するとともに、これを支援していくための諸施策について記述します。

併せて、このような農業経営の育成と関連し、地域の農業生産の組織化や小規模農家や兼業農家等も含めた地域農業のあり方についても必要に応じて記述します。

この場合、目標とすべき所得水準及び労働時間は、農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものとするため、主たる従事者が当該地域の他産業並みの年間労働時間で他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間所得とすることを基本とします。

第 2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 育成すべき農業経営の指標として、営農類型ごとに、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を経営形態別（個別経営体、組織経営体別）に記述するものとします。

2 営農類型については、地域において展開している主な営農類型について示すものとし、単一経営のみならず代表的な複合経営、集約的な施設型農業経営等の営農類型についても記述するものとします。

3 本指標は、基本的には営農類型ごとに示すこととします。具体的には次の通りです。なお、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等については、各営農類型に共通する事項があればこれを一括して示すことも可能です。

(1) 「農業経営の規模」については、目標とすべき年間所得及び年間労働時間を実現し得る農業経営の指標を、農業経営の規模（部門別作付面積、飼養規模及び全体の経営面積等）として示すものとします。

また、その経営の活動内容を具体的に示す指標とする必要があるため、経営全体の面積規模だけでなく、各部門ごとの作付面積、特定作業受託（注）その他基幹的な農作業の受託面積、飼養頭羽数等を記載するものとします。

また、農地の規模拡大の取組のみならず、農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業などによる経営内容を拡大する取組についても記載するものとします。

注：「特定作業受託」とは、基幹三作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあつてはこれらに準ずる農作業をいいます。）の全てを受託して自ら農作業を行い、収穫物についての販売名義を有し、販売収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のことです。

(2) 「生産方式」については、現在の標準的な技術の下で、農業経営の規模の算定の前提となる生産方式（資本装備・作付体系等）を記述します。また、必要に応じて導入の可能性の高い先進的技術や生産に関する認証制度、有機農業等の取組を示すことも可能です。

その全ての技術内容（資本装備、作付体系等）について記載する必要はありませんが、規模とともに農業経営の態様を示す重要な指標である集約度に関連するので、経営の集約度に影響を及ぼす技術的要素等については記載してください。

(3) 「経営管理の方法」については、効率的かつ安定的な農業経営において行われるべき経営管理の指標として、例えば、複式簿記による記帳の実施、青色申告、法人化等合理的な経営管理の方法を記述します。

(4) 「農業従事の態様」については、効率的かつ安定的な農業経営において行われるべき農業従事の態様の指標として、例えば、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減、労働災害に関する補償、年金制度に関すること、休日制の導入、給料制の実施、就業環境の改善等を記述します。

(5) 複数農業者や集落単位で組織する法人（組織経営体）の農業経営の指標においては、当該経営体の事業に主たる従事者として従事する構成員の労働時間やその構成員に帰属することとなる所得が地域の他産業並みの年間労働時間で、他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間所得となるよう、経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を示すものとします。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるべき面積の割合をおおむね10年後を見通して記述するものとします。この場合に、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稻においては基幹3作業（耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀）の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとします。

なお、育成すべき経営の数の目標は、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を示す一つの指標とも考えられるので、必要に応じて上記目標と併せて参考として掲げることにも有益です。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

農業経営基盤強化促進事業の全体の基本的な推進の方針について明らかにするとともに、併せて事業の推進に関連した都道府県段階の推進体制の整備、普及指導センター等都道府県内の指導機関の位置付けと役割について記述してください。

2 都道府県の区域を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項

農地保有合理化法人の名称及び取り組む事業の範囲に係る基準等を記述してください。

なおこの際、人的構成、財政基盤等業務運営体制が農地保有合理化事業を適正かつ効率的に実施できる法人を位置付けてください。

また、当該都道府県の置かれた条件に十分配慮して、当該法人が実施する農地保有合理化事業の事業実施地域の全域で農地保有合理化事業が活用されるよう配慮してください。

3 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

農地利用集積円滑化事業の基本的な推進の方針について明らかにするとともに、併せて当該事業の推進に関連する都道府県段階の支援体制の整備及び当該事業を支援していくための都道府県の諸施策について記述してください。

なお、都道府県段階における関係機関及び関係団体の連携の確保、諸施策との連携についても記述するのが望ましいと考えます。

(別紙2)

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の内容

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

都道府県が作成する基本方針の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」と同様に記述するものとしますが、その地域において目標とする姿がより具体的に示され、農業者や関係団体等にわかり易いものとなるよう配慮する必要があります。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

都道府県が作成する基本方針の「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」と同様に記述するものとします。

なお、次に掲げる事項に留意してください。

- 1 指標の作成に当たっては、基本的には、目標とすべき所得水準、労働時間等を当該市町村又はその近隣の市町村において既の実現しているような優良な経営を踏まえたものとし、経営改善に取り組む農業者及びこれを支える農業関係者にとって現実性があるような指標とすることが重要です。
- 2 基本方針において示されていない営農類型についても、当該市町村の地域の特性からみて必要があれば基本構想において経営の指標として示すものとします。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

都道府県が作成する基本方針の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」と同様に記述するものとします。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

市町村全体及び地域ごとに、農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状、それらを踏まえた今後の農地利用等の見通し、認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の望ましい農地利用の在り方、また、これを実現するための具体的な取組の内容、関係機関及び関係団体との連携等について具体的に記述することとします。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

当該市町村が自ら行う農業経営基盤強化促進事業の推進に関する方針を記述します。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件、利用権の存続・残存期間に関する基準、借賃の算定基準、支払方法等利用権の設定等の内容を記述します。

併せて同事業の実施に関し必要な事項として、開発を伴う場合の措置、農用地利用集積計画の策定期間、申出及び要請、農用地利用集積計画の作成、農用地利用集積計画の内容、農用地利用集積計画についての同意、公告、公告の効果、利用権の設定等を受けた者の責務、紛争の処理等について記述します。

2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

農地保有合理化法人の事業の促進に当たっての体制等を記述します。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

農用地利用改善事業の実施を促進するための方策、農用地利用改善事業の実施区域の基準、農用地利用改善事業の内容、農用地利用規程の内容、農用地利用規程の認定（特定農用地利用規程の認定を含みます。）、農用地利用改善団体に対する指導・援助等を記述します。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

農作業の受委託の促進、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等を記述します。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

後継者対策、青年の新規就農者の増加に向けた対策や農村女性が能力を十分発揮していくための条件整備の方針等を記述します。

なお、青年の新規就農者の増加に向けた対策については、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第3条第1項に規定する青年等の就農促進に関する方針や新規就農総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）に規定する新規就農者に対する対策を参酌して記述することが望ましいと考えます。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

農地利用集積円滑化事業の実施主体についての市町村の考え方を記述します。

2 農地利用集積円滑化事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準

市町村全域又は旧市町村、大字等の単位で区分した区域を定めることが望ましいと考えます。また、複数の団体が事業を実施する場合は、事業実施地域が偏ることがないように、調整を行ってください。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

次に掲げる事項を定めることが望ましいと考えます。

- (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容
- (2) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方
- (3) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方
- (4) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、受渡しの対価の設定等の基準

(5) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

(別紙3)

農業経営改善計画における関連事業者等の取扱い

第1 関連事業者等の取扱い

- 1 関連事業者等とは、例えば、農畜産物を安定的に購入する食品加工業者及びスーパーマーケット、農作業の受委託契約を締結した者、農業生産法人に対して労働力を提供する派遣契約を締結した法人、農業生産資材の販売会社、農産物運送業者やライセンス契約する種苗会社等が該当します。なお、認定農業者たる農業生産法人に対する出資を含む場合にあっては、関連事業者等が農地法第2条第3項第2号のいずれかに該当する必要があることに留意してください。
- 2 関連事業者等が「当該農業経営の改善のために行う措置」とは、その経営の財務基盤の強化を図るために行われる出資又は資金の融通のほか、関連事業者等との間における取引関係を通じて行われる生産技術や経営技術の提供など農業経営の合理化や安定発展等が見込まれる措置が該当します。

第2 農地法の特例措置

1 特例措置の適用を受ける者

法第14条の特例措置は、農業生産法人が作成し、市町村の認定を受けた経営改善計画に従って関連事業者等が出資を行う場合に適用されるものであり、その対象となるのは、当該計画に記載された関連事業者等及び当該農業生産法人（認定後に新たに農地等の権利を取得し農業生産法人となると見込まれる者を含みません。）です。

2 出資により議決権を保有できる範囲

本特例措置の適用対象となる関連事業者等のうち耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人については、農業生産法人の構成員として必須となる常時従事者（農地法第2条第3項第2号ニ）の保有する議決権を除き、その割合について制限を受けずに出資することが可能です。

また、これ以外の者が経営改善計画に従って出資する場合にあっては、その保有できる議決権の割合は、当該関連事業者等以外の農地法第2条第3項第2号チに掲げる者も含め、全体の2分の1未満となります。

3 農業生産法人要件の遵守

本特例措置の適用を受けようとする農業生産法人は、経営改善計画の認定の有効期間経過後に農業生産法人要件を欠くこととならないよう留意する必要があります。

4 経営改善計画の認定の取消しが行われた場合

認定の取消しが行われた場合には、通常議決権の割合についての制限が適用されることとなり、これにより当該法人が農業生産法人の要件を欠くに至る場合には、他の構成員への譲渡又は減資等を行うよう指導する必要があります。

(別紙4)

農業経営改善計画の認定基準

第1 基本構想に照らし適切なものであること

1 農業経営の規模

(1) 申請された経営改善計画における部門別規模が基本構想で設定した規模を上回った場合は、適切なものとして取り扱います。

(2) 経営改善計画に記載する規模については、特定作業受託の面積を記載することができます。また、特定作業受託以外の作業受託についても、作目ごとに、基幹作業の延べ作業面積を基幹作業数で除した面積を受託面積として記載することができます。この場合、基幹作業及び基幹作業数の確認に当たっては、農用地利用集積の加速的推進について（平成7年9月14日付け7構改B第941号農林水産省構造改善局長通知）を参照して下さい。

(3) 農業経営の規模が、基本構想で設定した規模を下回る場合でも、有機栽培や直接販売等に取り組むことにより、所得水準等において目標の達成が確実と見込まれるときは、その計画を適切であると判断することができます。

(4) また、農業者が農地の規模拡大の取組のみならず、農畜産物の加工・販売等の取組を行うときは、「農業経営の規模の拡大に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農産物の生産と併せて当該取組により基本構想に掲げる所得水準等の目標を達成できると見込まれるときは、これを認定することができます。

なお、所得水準等の目標の達成の判断に当たっては、営業利益だけ見るのではなく、農業者戸別所得補償制度の交付金等を含めた収入及び加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断することが適当です。

2 生産方式

基本構想で設定した生産方式におおむね準拠している場合には、適切なものとして取り扱います。

基本構想で設定されていない生産方式、例えば有機農業を取り入れている場合にあつては、近隣の同種の農業経営の実態や認定申請者のこれまでの実績等も踏まえ、技術体系が確立されているか、流通・販売の方法が確立されているか、有機農産物の適正表示がなされているかなどの観点から判断し、認定するものとします。

3 経営管理の方法及び農業従事の態様

基本構想で示した指標は定性的なものが中心となるため、適切に経営指標に基づく自己チェックを行っているかなど、認定申請者の経営改善意欲の多寡を判断基準としてください。

4 その他

次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 経営改善計画に記載した目標とする年間所得及び目標とする主たる従事者の年間労働時間については、認定申請者の目標設定に濃淡があると考えられることから、認定申請者が記載した目標そのものを判断基準とはせず、経営改善に向けた取組が行われている又は行われる見込みがあるか、基本構想に掲げる目標とすべき所得水準を実現し得るかなど、効率的かつ安定的な農業経営となる見込みがあるかを判断基準としてください。
また、年間労働時間については、その短縮だけを目指すのではなく、労働時間を如何に農業経営の発展に役立つ分野に充てているかといった観点で判断することも重要です。
- (2) 基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても、都道府県内外の類似する基本構想における経営の指標などを踏まえ、認定するものとします。
一方、新規就農者については、認定基準に適合するものは認定し得るものとします。
- (3) 認定農業者となり得るものは、個人経営及び法人経営であり、法人格を有しない集落営農は認定農業者となることはできません。
- (4) 農業者が集落営農に構成員として参加し、権限を有する農地の全てを供した場合には、
 - ① 当該農業者が権限を有する農地に係る内容を含む当該集落営農の営農計画、販売、収入の配分方法等運営方針の決定に関わり、
 - ② 経営改善計画の期間内に、当該農地の全部又は一部について集落営農の作業体系の下で自らが主な基幹作業等を行うのであれば、当該農業者個人が農業経営を行っている状況にあると捉えられることから、当該農業者個人を認定し得るものと取り扱います。
- (5) 申請者が法人の場合にあっては、法人の構成員で、かつ、法人の主たる従事者が目標とする農業所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき農業所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等が掲げられているか否かを判断するものとします。
- (6) 現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請については、申請された経営改善計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して、農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等により一層の経営改善を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとします。

第2 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

認定申請者が作成する経営改善計画は、地域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものである必要があります。当該認定基準に該当すると認められない場合として、例えば、地域でブロックローテーションに取り組ん

でいる際にこれに参加しないなど、農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない場合があります。

第3 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

1 経営改善計画の達成される見込みが確実であること

経営改善計画における経営改善の目標について、農業経営の現状、経営規模、生産方式等の当該計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の確保の実現性等をもとに、その達成の確実性を総合的に審査して行うこととしてください。

2 経営改善計画に関連事業者等が農業生産法人に出資をする計画が含まれる場合

農業生産法人の経営改善計画に関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人を除きます。）からの出資が含まれる場合、農業生産法人の農業経営の安定性を確保するため、次に掲げる事項の全てを満たすことが必要です。

(1) 当該出資が農業生産法人の経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと

(2) 当該関連事業者等が有することとなる議決権は、当該関連事業者等以外の農地法第2条第3項第2号チに掲げる者の議決権も含め、全体の2分の1以上としないこと

なお、(1)の審査に当たっては、関連事業者等が法人である場合には、当該法人の定款又は寄附行為の写し、株主名簿又は社員名簿の写し、財務諸表その他市町村において必要と認めた資料の提供を求め、当該法人の事業の内容や財務状況の健全性等について審査する必要があります。

第4 その他

1 市町村は、認定審査の透明性を確保する観点から、市町村独自の判断基準を含む全ての判断基準を、その庁舎で閲覧に供し、又は市町村広報や市町村ホームページに掲載する等適切な方法により公開してください。

2 市町村は、経営改善計画の認定及びその変更の認定や認定の取消しを行った場合は、当該認定又は取消しの年月日及び当該計画の内容について農業委員会に通知するなど、農業委員会において農業生産法人の要件適合性を確保するための事務を行う上で必要となる情報を速やかに提供する必要があります。

(別紙5)

関係機関等に対する認定農業者に関する情報の提供

第1 認定農業者についての個人情報の取扱い

認定農業者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護条例等に基づき、適正に管理することが必要です。

第2 市町村が行う情報提供及び情報管理

- 1 市町村は、経営改善計画の認定申請があった場合には、各市町村における個人情報の取扱い方法を説明した上で、認定申請者から、①氏名及び年齢（法人にあっては、法人名）、②住所、③経営改善計画の認定の有効期間、④経営改善計画の内容等を、関係機関等に対し提供等することについて、あらかじめ同意を得ておくことが必要です。

この場合、認定申請者に対しては、関係機関等との理解と協力が深まること、きめ細かな支援が受けられること等、情報を提供することの趣旨やメリット等を十分に説明した上で同意を得ることとしてください。

- 2 市町村は、認定申請者から同意を得る際には、同意内容をお互いに確認し、後日の混乱等を未然に防止する観点から、書面により行うことが望ましいと考えます。この場合、書面には、例えば、①情報の利用目的、内容及び利用方法、②通知を行う関係機関等の名称、③支援の実施以外の目的や利用方法で使用しないこと等市町村の遵守事項等を明記しておくことが必要と考えます。

- 3 農業経営指標に基づく自己チェックの結果についても、経営改善計画の取扱いに準じ個人情報を適切に取り扱うことが必要です。

特に自己チェックに基づくフォローアップを実施する際には、自己チェック結果を普及指導センター等の関係機関に提供することも想定されることから、1に規定する同意を得る際に、このことについても同意を得ておくことが望ましいと考えます。

- 4 市町村が情報提供を行う関係機関等には、株式会社日本政策金融公庫や独立行政法人農業者年金基金等を含めることが望ましいと考えます。

- 5 市町村は、経営改善計画の有効期間を満了する認定農業者から新たな経営改善計画の申請があった場合であっても、その都度、1の規定に準じて個人情報の取扱いに関する同意を得ることが望ましいと考えます。

第3 関係機関等の情報管理

情報提供を受けた関係機関等は、個人情報を保護する観点から、認定農業者に関する情報については適切に管理することとしてください。

農業委員会による農用地の利用調整の取組

第1 農用地の利用関係の調整内容及び留意事項

1 農用地の利用関係の調整の円滑化等

- (1) 農業委員会は、認定農業者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地の利用関係の調整に努めるものとします。

この「農用地の利用関係の調整」とは、農用地の利用権等の出し手の掘り起こし、権利関係の調整、関係権利者の同意の取付け等のほか、これに必要な農地情報の収集等の諸活動を指します。

- (2) 農業委員会は、地域の農業者の理解と合意のもとに農用地の利用関係の調整の適正かつ迅速な実行を期するため、認定農業者の申出に基づく調整委員の指名、調整の基準の作成等事務処理体制の整備に努める必要があります。

- (3) 農用地の利用関係の調整を円滑に行うためには、農用地について利用権の設定等の希望を有する出し手の意向を把握しておく必要があるため、農業委員会は、利用権の設定等を行いたい旨の申出を取りまとめるとともに、市町村担当部局との連絡の緊密化等を図るほか、農業委員と農業者との日常の接触を通じて、農地情報の収集・整理に努める必要があります。

2 勧奨

周辺の農用地の利用に比べて著しく利用の程度が劣っている農用地について、農業委員会が利用権の設定等を行うよう勧奨する際は、その勧奨が勧奨を受ける相手方に対して拘束力を有するものではなく任意の協力を求めるものであるため、次の点に留意するものとします。

- (1) 法第13条第3項の「農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるとき」とは、少なくとも、その農用地が認定農業者から利用権の設定等の要望があった場合であること。
- (2) 勧奨を受ける相手方の意向をあらかじめ把握すること。
- (3) 勧奨の実施について農業委員会の農地部会又は総会の議決を経るものとする。

3 市町村長に対する要請

- (1) 法第13条第4項の「利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるとき」とは、認定農業者に対する利用権設定等の農用地の利用関係の調整が調った場合を指します。

- (2) 法第13条第4項の農業委員会の要請は、法第18条第4項において、その要請の内容と市町村が定めようとする農用地利用集積計画の内容が一致するときは、法第18条第1項の農業委員会の決定を要しないという法的効果が与えられています。したがって、農業委員会は要請に際して、要請の内容が農用

地利用集積計画が具備すべき要件に適合するか否か審査するとともに、農業委員会の農地部会又は総会の議決を経るものとします。

- (3) 法第18条第4項の「農用地利用集積計画の内容が当該要請の内容と一致するものであるとき」には、農用地利用集積計画の作成の際の誤記の訂正、利用権の始期の変更等(2)の農業委員会の要請に際しての要件審査の趣旨を逸脱しない範囲で軽微な変更をした場合を含むと解して差し支えありません。

4 農用地の所有者からの申出に基づく農業委員会による農用地の利用調整

農業委員会は、農用地の所有者から利用権の設定等についてのおっせんを受けたい旨の申出があった場合には、認定農業者への利用集積が図られるよう農用地の利用関係の調整を行うこととされるとともに、所有者から農業委員会に売渡しの申出があった農用地について、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体による買入協議制度が設けられています。

- (1) 法第13条第1項の農用地の所有者からの申出に基づく農業委員会による「農用地の利用関係の調整」には、認定農業者からの申出の場合と同様に、農用地の利用権等の受け手の掘り起こし、権利関係の調整等のほか、これに必要な農地情報の収集等の諸活動が含まれます。

- (2) 申出の方法については、認定農業者からの申出と同様にその申出の意思が明白であれば足りることから別段の定めは置かないこととします。

ただし、申出が所有権の移転に係るものであった場合には、市町村による買入協議を行う旨の通知は当該申出があった日から3週間以内に行うものとされており、申出があった日等を明確にしておく必要があることから、文書によってなされたか、口頭でなされたかを問わず、農業委員会において必要事項を記録しておくものとします。

- (3) 農用地の所有者からの所有権移転に係る申出の取扱いは、次のとおりです。

- ① 申出が文書でなされる場合にあっては、参考様式2による「所有権移転おっせん申出書」を提出すること。
- ② 申出が口頭でなされた場合には、その記録の内容が正確なものであるかを申出をした所有者に確認すること。
- ③ 農業委員会が行う(2)の「必要事項の記録」は、参考様式3による「所有権移転おっせん確認名簿」によること。

- (4) 農用地の所有者からの申出が当該農用地の所有権の移転に係るものであり、かつ、買入協議の対象となる農用地と考えられる場合には、できるだけ速やかに法第13条第2項の規定による農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体を含めた調整を行うものとします。

- (5) 農用地の利用関係の調整及び農用地の買入協議を円滑に行うため、農業委員会は、市町村担当部局、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体と緊密に連携を図るとともに、農業者との日常の接触を通じて、農地情報の

収集・整理に努める必要があります。

- (6) 農用地の所有者からの申出の場合においても、必要があれば法第13条第3項の規定による勧奨、同条第4項の規定による市町村の長に対する要請を行うことができますが、この場合は、2及び3に準ずるものとします。

5 その他の留意事項

- (1) 農業委員会は、複数の認定農業者から同一の農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があった場合は、当該農用地の位置その他の利用条件、認定農業者の経営能力や農業従事者数等からみて当該農用地を最も効率的に利用して農業経営の発展が期待できると認められる者に対し、優先的に利用権の設定等の調整を行うものとします。
- (2) 農業委員会は、農用地の利用関係の調整において、認定農業者の農業経営の効率化、安定化に資するよう、農用地の面的なまとまり、利用権の設定期間等について配慮する必要があります。
- (3) 農業委員会及び承認市町村は、申出のあった農用地について恣意的に分割してその一部のみを買入協議の対象とすることがないように留意してください。また、調整が長引くこと等によって買入協議を行う、いわゆる「ごね得」を許容することがないように日頃から農用地の所有者等関係者に対して周知しておくことが必要です。

第2 買入協議

1 農業委員会による要請

- (1) 法第13条の2第1項の「当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、同条第2項の規定による当該農用地についての農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体を含めた調整において認定農業者に対する利用権の設定等が困難な場合」とは、当該調整が整わず、認定農業者に対して集積できないと判断される場合です。例えば、売渡しの申出に係る農用地の価格や売買の対象とする農用地の範囲について農用地の所有者と農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の意向が一致せず、このままでは調整が不調に終わり、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が当該農用地に係る権利を取得できず、認定農業者への利用権の設定等ができなくなるおそれがある場合です。
- (2) 買入協議の要請の対象となる農用地は、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であり、土地改良事業が実施された農用地や集団的に存している農用地等のいわゆる優良農用地はもとより、認定農業者が現に耕作している農用地に隣接する農用地なども対象となり得ることから、農業委員会は申出に係る農用地について買入協議の対象とすべきか否か個々具体的に判断するものとします。
- (3) 要請を行うに当たっては、農地部会又は総会の議決を経るものとします。

この場合、農地部会を弾力的に開催する等により、できるだけ速やかに要請を行うか否かを決定し、要請を行うことを決定した場合にはただちに市町村の長に対し要請するものとします。

2 市町村の長による通知

- (1) 法第13条の2第2項の「基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるとき」とは、当該農用地について育成すべき経営体へ利用を集積しなければ、基本構想に掲げられている「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」等の達成が困難になると考えられる場合です。
- (2) 法第13条の2第2項の市町村の長による農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が買入協議を行う旨の農用地の所有者に対する通知は、買入協議の趣旨及び買入れを行う農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の名称を記載した参考様式4によるものとします。
- (3) 通知を行うに当たっては、農用地の所有者に対し次の点につき十分説明を行い、当該所有者に課せられる規制の内容が十分理解されるよう努める必要があります。
 - ① 正当な理由がなければ協議を拒んではならないこと。
なお、「正当な理由」とは、天災、重病等協議に応じることのできないやむを得ない事情がある場合をいうものであること。
 - ② 通知があった日から起算して3週間を経過するまでの間（その期間内に協議が成立しないことが明らかになったときは、その時までの間）は、譲渡制限が課せられること。
 - ③ 譲渡制限に反した場合は10万円以下の過料に処せられることがあること。
- (4) 市町村の長が通知を行うに当たっては、事前に農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体と連絡調整を図るものとします。

3 買入協議の実施

- (1) 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体は、買入協議が整った場合及び買入協議が成立しないことが明らかとなった場合には、その旨を市町村に連絡するものとします。
- (2) 法第13条の2第5項の「協議が成立しないことが明らかとなったとき」とは、一般的には当事者の双方が協議の不成立を認めたときです。このときに譲渡制限が解除されることから、例えば当事者の一方が協議の不成立の確認を申し出、他方がこれを認めること等により、「協議が成立しない」ことを明確にする必要があります。
- (3) 買入協議による農用地の買入れは、農地保有合理化事業及び農地利用集積円滑化事業として行われるものであり、かつ、当該農用地の価格が、その土地の近傍類似の取引や生産力等からみて適切であると判断されるものとします。

4 その他の留意事項

(1) 認定農業者以外の者に対する買入協議について

農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体は、買い入れた農用地については優先的に認定農業者に利用集積することとされていますが、認定農業者以外の者に利用させる場合は、当該農用地を利用しようとする認定農業者が当面見込まれず、認定農業者以外の者に一時的に貸し付ける場合、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に該当する事業の用に供される場合等やむを得ない事情がある場合に限ります。

(2) 農用地の売渡しに当たっての買戻特約

農用地の売渡しに当たっては、買入協議の目的を担保するために、当該農用地を引渡した日から5年を経過する日までの間は買戻しの特約を付すものとします。

第3 都市的土地利用との調整

- 1 法第13条の2の買入協議は、認定農業者への農用地の利用集積を図るため、その利用関係の調整の一環として行われるものです。このため、都市的土地利用との調整は必要となります。
- 2 農業委員会は、農用地区域以外の区域において法第13条による認定農業者への利用権設定等を促進する場合には、あらかじめ、市町村の都市計画担当部局に連絡するものとします。

農地利用集積円滑化事業の留意事項

第 1 事業実施時の留意事項

1 農地利用集積円滑化事業の実施に当たっての検討

市町村が中心となって、農地利用集積円滑化事業をどのように進めていくのか、実施主体としてどのような者が適当なのか等について、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体による検討の場を設けることが望ましいと考えます。この場合、例えば地域農業再生協議会の活動の一部として、「農地利用集積円滑化事業の実施についての検討会」等を開催することも考えられます。また、自発的に農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が見込めない場合には、どの組織が農地利用集積円滑化事業を担うべきかについて、速やかに関係機関及び関係団体との間で調整を図り、事業の円滑な推進に支障を来さないようにすることが望ましいと考えます。

2 農地利用集積円滑化事業における農業委員会の関与

農業委員会は、市町村に執行機関として置かれる機関として、法第18条第1項の規定により市町村が農用地利用集積計画を定めようとするときの同計画の決定等の業務を行うところであり、市町村が農地利用集積円滑化事業の実施主体となれること、当該業務を行う農業委員会が農地所有者の代理人となることは適当でないこと等から、農地利用集積円滑化事業の実施主体となれませんが、地域における農地事情に精通した重要な機関として農地利用集積円滑化事業に積極的に関わることが望ましいと考えます。

3 農地利用集積円滑化事業の普及啓発等

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者及び効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める必要があります。さらに、農用地等の所有者の利用に資するためには、農業委員会の協力を得て、集落ごとに相談窓口を設置すること等も考えられます。

また、多数の農用地等の所有者から一括して委任を受けるためには、聞き取り等による調査を行って農用地等の所有者及び効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の意向を把握し、集落の土地利用の現状、面的集積後の農用地の利用状況等を図面で整理して、集落座談会等の場で視覚的に示すことも効果的と考えられます。

第 2 農地利用集積円滑化事業規程の承認に当たっての留意事項

農地利用集積円滑化事業規程の承認に当たっては、農地利用集積円滑化事業を行おうとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断することが必要です。

また、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほかに申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴き取って判断することと

なります。

1 農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際の提出書類

農地利用集積円滑化事業規程の承認申請は、次に掲げる書面を提出して行います。

- (1) 農地利用集積円滑化事業規程
- (2) 法第4条第3項第1号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあっては、定款
- (3) 法第4条第3項第2号に掲げる者にあっては、定款又は規約

2 農業委員会の決定

市町村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認をしようとする場合には、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければなりません。

3 農地利用集積円滑化事業規程の承認の公告

市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅滞なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を、市町村の公報に記載することその他所定の手段により公告を行わなければなりません（市町村が農地利用集積円滑化事業規程を定めた場合を含みます。）。

また、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付することが望ましいと考えます。

- (1) 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び住所
- (2) 農地利用集積円滑化事業の実施地域
- (3) 農地利用集積円滑化事業の種類
- (4) その他必要な事項

4 農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止

農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認については、法第11条の10第2項の規定に基づき、法第11条の9第3項から第5項までの規定を準用することとされ、廃止の承認については同条第4項及び第5項の規定を準用することとなります。

第3 農地所有者代理事業の留意事項

- 1 農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこととなります。

「貸付け等の相手方を指定しないこと」とは、農地利用集積円滑化団体が調整の上選定する貸付け等の相手方を農用地等の所有者が拒むことなく受け入れることです。したがって、農用地等の所有者が調整結果を受け入れる旨を確約していれば、その他の行為が行われても「貸付け等の相手方を指定しないこと」に該当します。例えば、農地利用集積円滑化団体が貸付け等の相手方を選定する前に、農用地等の所有者があらかじめ貸付け等の相手方についての希望を農地利用集積円滑化団体に伝えた場合も「貸付け等の相手方を指定しないこと」に該当します。

- 2 本事業については、事業実施主体が農用地の保有リスクを負うことなく面的集積に取り組めるものであり、農地利用集積円滑化事業の基本となる事業であることから、農地利用集積円滑化団体となった市町村、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人が農地利用集積円滑化事業を行おうとする場合には、農地所有者代理事業を行うことが必須となります。
- 3 農地利用集積円滑化団体は、利用権設定等促進事業の活用を図ることが必要です。

この場合、農地利用集積円滑化団体は、委任の申し込みのあった農用地等を事業実施地域のどの経営体に面的にまとまった形で貸し付けるか等について、農業委員会と相互に連携・調整を図る必要があります。

また、農業委員会は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあせせんを受けたい旨の申出があった場合には、必要に応じて農地利用集積円滑化団体と調整を図るものとします。
- 4 本事業を実施する場合には、参考様式5の利用権設定等委任契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結することが必要です。
- 5 農用地等の貸付け等に当たっては、農地利用集積円滑化団体は、地域の認定農業者や中心経営体に対して優先的に貸付け等を行うように努めてください。
- 6 農地利用集積円滑化団体は、利用権設定等委任契約に附随して発生する準備行為（例えば、委託を受けた農地に関する実地調査、農用地等の貸付け等の委託者及び相手方の候補者の調査及び意向把握、貸付け等の相手方との貸付け等に関する条件を決定するための協議及び調整、賃貸借契約の締結手続、農地の権利移動の手続の同意調整等）や当該契約を行うために必要な事実行為（例えば、受任農地の草刈り、畦畔の維持及び見回り、農地所有者等に対する本事業の普及啓発等）を他の者に再委託しても差し支えありません。
- 7 農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行う必要があります。この場合、農地利用集積円滑化団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えありません。
- 8 委任契約締結に当たっては次のことに留意する必要があります。
 - (1) 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めること。
 - (2) 所有権を移転する場合の対価又は賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委託契約書に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議

し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者とあらかじめ協議を行って同意を得る旨の定めをすること。

(3) 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすること。

(4) 農地所有者代理事業を行う農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込みを受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒んではならないこと。

この場合の「正当な理由」とは、委任の申込みのあった土地が、例えば、次のような場合です。なお、農地利用集積円滑化団体と委任の申込者の中で、農地利用集積円滑化事業以外の事業についての関係の有無等を理由として委任契約の締結を拒むことはできません。

- ① その土地の農業上の利用を図るためには相当のコストを要する等周辺の農用地等に比して農用地等としての機能が著しく低下している場合
- ② その土地の土壌が汚染されている等農用地等としての利用に適さないものである場合
- ③ その土地の所有権につき争いがある場合

第4 農地売買等事業の留意事項

1 農地利用集積円滑化団体は、利用権設定等促進事業の活用を図るものとします。

この場合、農地利用集積円滑化団体は、農用地等を借り受ける際に、転貸すること及びその転貸の相手方を指定しないことについて、農用地等の所有者の同意を得ておく必要があります。

「転貸の相手方を指定しないこと」とは、農地利用集積円滑化団体が調整の上選定する転貸の相手方を農用地等の所有者が拒むことなく受け入れることです。したがって、農用地等の所有者が調整結果を受け入れる旨を確約していれば、その他の行為が行われても「転貸の相手方を指定しないこと」に該当します。例えば、農地利用集積円滑化団体が転貸の相手方を選定する前に、農用地等の所有者があらかじめ転貸の相手方についての希望を農地利用集積円滑化団体に伝えた場合も「転貸の相手方を指定しないこと」に該当します。

なお、農地利用集積円滑化団体は、買い入れ、又は借り受けた農用地等を事業実施地域の誰に面的にまとまった形で貸し付けるか等について、農業委員会と相互に連携・調整を図る必要があります。

また、農業委員会は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出があった場合には、必要に応じて農地利用集積円滑化団体と調整を図るものとします。

2 農用地等の売買価格は、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めてください。

- 3 農用地等の借賃については、農地利用集積円滑化団体は、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮の上定めてください。
- 4 農用地等の売渡し、交換又は貸付けに当たっては、地域の認定農業者又は中心経営体に対して優先的に貸付け等を行うように努めてください。

第5 研修等事業の留意事項

- 1 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目及び栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができます。
- 2 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とすることが適当です。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とします。
- 3 研修等事業の実施に当たっては、普及指導センター、都道府県農業大学校、都道府県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努める必要があります。

第6 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等に当たっての留意事項

- 1 市町村は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し報告を求め、業務運営の改善を命じ、農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消すことができます。その場合の「農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、例えば、次に掲げる場合又は次に掲げる場合に該当するおそれがある場合です。
 - (1) 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合。
 - (2) 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合。
 - (3) 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農用地の買入価格又は売渡価格が不当に高い場合、認定農業者又は中心経営体が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合、農地利用集積円滑化団体との関係の濃淡によって農地の集積先の優先度を変えるなど不適切な扱いをしている場合その他農地利用集積円滑化事業規程に則して事業を実施していないと認められる場合。
 - (4) その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合。
- 2 市町村は、農地利用集積円滑化団体に対して改善に必要な措置を命ずることができると思いますが、その場合の「農地利用集積円滑化事業運営に関し改善が必要であると認めるとき」とは、例えば、農地利用集積円滑化団体から報告徴収した内容から、1の(1)から(4)までに掲げる場合に該当すると

認められる場合です。

3 農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し

市町村が、農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消すことができるのは、次に掲げる要件のいずれかに該当するときです。

- (1) 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人等でなくなったとき。
- (2) 農地利用集積円滑化団体が市町村からの報告徴収に応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 農地利用集積円滑化団体が市町村からの業務改善命令に違反したとき。

また、市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければなりません。

(別紙 8)

農業経営基盤強化促進事業と他の土地利用との調整

第 1 都市的土地利用との調整

1 市街化区域内における農業経営基盤強化促進事業の実施

法第17条第2項の規定により、市街化区域内においては農業経営基盤強化促進事業は行わないものとされていますが、法第6条第2項第5号イの市街化区域の定義にあるとおり、市街化区域内であっても、当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域においては、農業経営基盤強化促進事業を実施することが可能です。

なお、その区域としては、例えば、

- (1) 市街化区域以外の区域内の農用地と連担している農用地（農道及び用排水路を除く河川・道路等で分断される場合を除きます。）で農作業の一体性の確保上必要不可欠な農用地の区域
- (2) 農業集落程度の地縁的まとまりを有する農業経営基盤強化促進事業を実施する土地の区域で、その土地の大部分が市街化区域以外の区域にある場合における市街化区域内に存する農用地の区域が該当します。

2 その他都市計画との調整等

- (1) 市街化区域では、農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化団体が行う農地利用集積円滑化事業、農業委員会が行う法第13条第1項から第4項までに掲げる利用関係の調整、勧奨等及び農用地利用改善団体が行う法第26条第1項に規定する勧奨を実施しないでください。
- (2) なお、土地の宅地への用途の変更及び市街化区域への編入に当たっては、当該土地につき農用地利用集積計画による利用権の設定等が行われたことをもってこの変更及び編入を拒否する理由となるものではありません。
- (3) 農地保有合理化事業及び農業経営基盤強化促進事業には、河川区域内の区画形質の変更及び水利権の変更並びに国土交通省河川局所管事業は含まれませんし、農業経営基盤強化促進事業には、農業用道路、農業集落道等農業生産基盤施設の整備に関する事業及び国土交通省所管事業は含まれません。

第 2 林業的土地利用との調整

1 法第4条第1項第4号の「開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地」として地域森林計画対象森林の土地につき農用地利用集積計画を定めるに当たっては、当該土地が農用地区域内又は農用地区域編入予定区域（農振法の農用地区域内に含めるべき区域として、林業関係者・団体を含めた市町村農業振興整備促進協議会において調整を了し、以後の手続を行うことを決定された区域をいいます。）内の土地である場合に行うよう留意してください。

2 農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進を図るため、事業実施上の重要事項について森林組合の意見を聴くことが適当です。

利用権設定等促進事業の推進上の留意事項

第 1 土地利用調整に当たっての留意事項

- 1 利用権設定等促進事業は、農業及び農用地利用の地域性と地域の農業者等の意向等を十分に考慮して集团的に利用権の設定等を促進しようという地域ごとの土地利用調整手法によるものです。このような観点から、事業実施に当たっては、人・農地プランの作成などを通じて、地域関係者の話し合いにより適切な農業者に農用地の利用を集積していくとともに、地域全体の農用地の有効利用を図る方向で推進してください。
- 2 利用権設定等促進事業の実施に当たり、市町村の区域を越えて農用地の貸借等が現に行われており、又は行うことを申し出ている農業者がいる場合等においては、これを排斥することのないようにしてください。
- 3 利用権設定等促進事業による利用権の設定等は、利用権の設定が中心になるものと見込まれますが、農地価格が比較的低い地域や農地の集団化、未懇地の取得等については、所有権の移転も積極的に活用することが望ましいと考えます。なお、このことに関連して、農業委員会が行っている農地移動の適正化あわせん事業は、できる限り利用権設定等促進事業によることとしてください。
- 4 使用貸借による権利の設定又は移転は、利用権の設定を行おうとする者と利用権の設定を受けようとする者との関係からみて、賃借権により難しい場合であって農用地の一体的な利用の増進を図る上で支障が生じないと認められるとき等に限ることとしてください。
- 5 利用権の移転又は転貸（農地保有合理化事業による転貸を除きます。）は、関係権利者間の法律関係が利用権の設定の場合と比べて複雑になるので、新たに利用権の設定を行うことが適当でないとい認められる場合等に限ることとしてください。

第 2 農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体との連携

- 1 農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化団体が行う農地利用集積円滑化事業は、農業経営の規模拡大の助長という観点から個人間の農用地の権利移動に介在し、これを補完・調整する機能を有するものです。したがって、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体との密接な連携の下に利用権設定等促進事業の中で、これら事業又は業務が積極的に活用されるよう配慮する必要があります。
- 2 利用権設定等促進事業を円滑かつ効率的に推進するに当たり、農地保有合理化法人が農用地利用集積計画において定めるべき事項の全部又は一部を示して農用地利用計画を定めるべきことを申し出た場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めることが適当です。

農用地利用集積計画における留意事項

第1 農用地利用集積計画の作成

- 1 農業経営受託事業（農業協同組合法第10条第2項に規定する農業協同組合が組合員の委託を受けて行う農業の経営）を行う農業協同組合、農地保有合理化法人若しくは農地利利用集積円滑化団体が利用権の設定等を受け、又は農地保有合理化法人、農地利利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、それぞれの者が当該事業又は業務の実施に関して定めるところにより行われることに留意する必要があります。
- 2 開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「令」といいます。）第3条第2号の地方公共団体及び農地保有合理化法人を除きます。）から開発事業計画の提出を求め、
 - (1) 開発事業の実施が確実に認められること
 - (2) 農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可基準上許可し得るものであると認められること
 - (3) 農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農振法に基づく開発行為の許可基準上許可し得るものと認められることを市町村が行う農用地利用集積計画の作成の際に確認する必要があります。

なお、農用地区域内において、集団的な農業用施設用地（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第1条に掲げる農業用施設の用に供される土地で、その面積がおおむね2ヘクタール以上であるものをいいます。）について利用権の設定等を行う場合には、農振法第8条第2項第1号の農用地利用計画において農業用施設用地として用途区分された土地の区域内の土地を対象とすることが適当と考えます。
- 3 開発事業計画の提出は、様式第7号により提出させるものとします。
- 4 利用権の設定を受ける者が農業生産法人以外の法人等法第18条第2項第6号に規定する者（以下「農業生産法人以外の法人等」といいます。）の場合は、法第18条第3項第3号の要件を満たす必要がありますが、その具体的な運用は次のとおりです。
 - (1) 「適切な役割分担の下に」とは、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等をいいます。

これらについて、例えば、農用地の利用権の設定等を受けようとする者は、市町村長に確約書を提出すること、市町村長と協定を結ぶこと等が考えられます。
 - (2) 「継続的かつ安定的に農業経営を行う」とは、機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあることをいいます。

(3) 「業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる」とは、業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業（農作業、営農計画の作成、マーケティング等を含む。）の担当者として、農業経営に責任をもって対応できるものであることが担保されていることをいいます。

(4) 「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいいます。

権限を有するかの確認は、法人の登記事項証明、当該法人の代表者が発行する証明書等で行うものとします。

また、この場合の農用地利用集積計画の作成に当たっては、次の事項を定めるものとします。

① 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借の解除をする旨の条件

② 農業生産法人以外の法人等で農用地について賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を市町村の長に報告する旨
この場合、市町村の長は、その報告の写しを農業委員会に提出することが望ましいと考えます。

なお、市町村は、農業生産法人以外の法人等が撤退した場合の混乱を防止するため、規則第17条に規定する「その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項」として、農用地利用集積計画に次に掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力があるかについて確認して記載することが望ましいと考えます。

① 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

② 原状回復の費用の負担者

③ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

④ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

5 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況

農用地利用集積計画に定める規則第17条の「同項第1号に規定する者の農業経営の状況」としては、利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積、農作業従事の状況、農機具の保有状況等（所有権の移転の場合にあっては、同項第1号に規定する者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の所在、地番、地目、面積及び利用状況を含む。）を記載するものとします。

なお、農業経営を目的としない農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を受ける場合は、農業経営の状況の記載は不要です。

6 法第18条第5項の農用地利用改善団体が申出をする場合には、農用地利用改善団体の代表者は、様式第8号により、市町村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出るものとします。

7 法第18条第5項の土地改良区の申出により定める農用地利用集積計画は、農

用地を対象とするものであり、土地改良事業により非農用地を生み出す仕組みとは関係ありません。

- 8 農地利用集積円滑化団体が市町村に対し農用地利用集積計画を定めるべきことを申し出た場合、市町村はその申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めることとなります。
- 9 市町村は、所有権移転に係る農用地利用集積計画を定めようとする場合は、当該農用地利用集積計画に定める事項と当該所有権移転に係る土地の登記簿の内容又は実測結果と照合するものとします。

第2 農用地利用集積計画の取消し

1 市町村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければなりません。

- (1) 農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

なお、この場合の具体的な運用は、次のとおりです。

- ① 法第20条の2第2項第1号の「農用地を適正に利用していない」とは、農地法第4条第1項又は同法第5条第1項の規定に違反して賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地を農用地以外のものにしていない場合、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地が、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる場合等をいいます。

- ② 農地法第4条第1項又は同法第5条第1項の規定に違反して賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地を農用地以外のものにしていない場合には、農業委員会と連携して違反を確認次第直ちに賃借権又は使用貸借による権利の設定した者に対し貸借の解除を行う意思の確認を行い、貸借の解除が行われない場合には、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分の取消しを行うものとします。この場合の手續については、行政手続法第3章の規定により行うものとします。

- ③ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地が、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる場合には、農業委員会においてその状態が確認された時点から速やかに、農地法第30条第3項の指導を行い、同法第32条の遊休農地である旨の通知の際に賃借権又は使用貸借による権利を設定した者に対し貸借の解除を行う意思の確認を行うこととなりますが、それによっても貸借の解除が行われない場合には、市町村は、農用地利用集積計画のうち当該賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分の取消しを行うものとします。この場合の手續については、行政手続法第3章の規定により行うものとします。

- (2) 法第20条の2第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつ

たとき。

なお、法第20条の2第1項に基づく勧告に関する運用は次のとおりです。

- ① 法第20条の2第1項の「相当の期限」とは、講ずべき措置の内容、生じている支障の除去の緊急性等に照らして、個別具体的に設定されるものですが、法第20条の2第1項各号の状況を可能な限り速やかに是正するために必要な期限です。
- ② 法第20条の2第1項第1号に該当する場合とは、例えば、病害虫の温床となっている雑草の刈り取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えている場合等です。
- ③ 法第20条の2第1項第2号に該当する場合とは、例えば、担当である水路の維持管理の活動に参加せず、その機能を損ない、周辺の農用地の水利用に著しい被害を与えている場合等です。
- ④ 法第20条の2第1項第3号に該当する場合とは、例えば、法人の農業部門の担当者が不在となり、地域の他の農業者との調整が行われていないために周辺の営農活動に支障が生じている場合等です。

2 法第20条の2第2項の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分（規則第17条に規定する「農業経営の状況」を除きます。）を市町村の公報に記載することその他所定の手段により公告しなければならないこととなります。

3 法第20条の2第5項の「あっせんその他の必要な措置」とは、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地保有合理化事業の実施、農地利用集積円滑化事業の実施等）の働きかけ等をいいます。

(別紙11)

農用地利用改善事業に関する留意事項

第1 農用地利用規程の内容

- 1 「農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項」は、農用地利用改善事業の実施区域内における今後の営農の基本的な方向や形態に関する事項等必要な事項等を記載するものです。
- 2 「農用地利用改善事業の実施区域」は、通常は農用地利用改善団体の地区と同一です。
- 3 「作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項」は、作付地の集団化に関する事項、主要農作物の栽培管理の改善に関する事項等必要な事項等を記載するものです。
- 4 「認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項」は、認定農業者とその他の構成員との役割分担に関する事項、農作業の共同化に関する事項、農作業の受委託に関する事項、農業機械・施設の共同利用に関する事項等必要な事項等を記載するものです。
- 5 「認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項」は、認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標のほか、作付地の集団化又は農作業の効率化のための利用関係の調整に関する事項、不作付地、荒し作りの解消・防止に関する事項等必要な事項等を記載するものです。
- 6 「その他必要な事項」は、地力の維持培養、堆きゅう肥・副産物の有効利用、集出荷の改善に関する事項等必要な事項等を記載するものです。

第2 特定農用地利用規程の内容

特定農用地利用規程には第1に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を定めることとします。

- 1 **特定農業法人等の名称及び住所**
特定農業法人等の名称及び住所及び代表者名を記述してください。
- 2 **特定農業法人等に対する農用地の利用の集積の目標**
特定農用地利用規程の有効期間の最終年における当該農用地利用改善団体の農用地面積に占める特定農業法人等が利用する面積のシェアの目標を定めてください。
- 3 **特定農業法人等に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事業**
農用地利用改善団体の構成員からの当該団体への利用権の設定等又は農作業の委託の申出に関する事項、特定農業法人等を利用権の設定等の受け手とした市町

村に対する農用地利用集積計画の作成の申出に関する事項、あるいは、特定農業法人等に対する農作業の委託のあっせん等の手続に関する事項等を定めてください。

第3 特定農業団体の要件

1 農業経営を営む法人でないこと。

2 令第4条に規定する基準に従った定款又は規約を有していること。

農用地利用改善団体の定款又は規約に関しては、目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項のほか、告示に定められており、特定農業団体については次のとおりです。

(1) 農林水産大臣が定める事項

- ① 総会の議決方法。
- ② 農用地の利用及び管理に関すること。
- ③ 農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関すること。

(2) 農林水産大臣が定める基準

- ① 構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと。
- ② 代表者についてその選任手続を明らかにしていること。
- ③ 総会の議決事項について定款又は規約の変更その他の重要事項が議決事項とされていること。
- ④ 総会の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないこと。

3 その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業経営を営む法人となることに関する計画であって一定の基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

この要件は、特定農業団体制度が、一定の期間経過後には農業生産法人となった上で、効率的かつ安定的な農業経営へと発展することが期待できる組織であることを確認するためのものです。

4 その団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額が定められており、かつ、その額が、同意市町村の基本構想において定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

5 その団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

6 耕作又は養畜を行うことを目的とし、当該耕作又は養畜について、構成員全てで費用を共同負担するとともに、利益を分配して行うものであること。

この要件は、効率的かつ安定的な農業経営への発展の第一歩としては、その組織において、その行う耕作又は養畜に必要な資材等の購入から農産物の販売及び収益配分に至るまで一元的に経理が行われることが重要であり、このことが確認される必要があるとの観点から設けられたものです。

(参考) 平成15年9月12日付け農林水産省告示第1419号(農業経営基盤強化促進法第32条の農林水産大臣が定める基準等を定める件)(抄)

一 農業経営基盤強化促進法(以下「法」という。)第三十二条の農林水産大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

イ 次に掲げる基準

(一) 当該農業協同組合若しくは当該農事組合法人の地区内に住所を有すること又は当該農業協同組合又は当該農事組合法人が有する農業に係る事業施設を利用することが相当であると認められること。

(二) 当該農業協同組合の准組合員である法第23条第10項に規定する認定団体の構成員であること又は当該農事組合法人たる農用地利用改善団体の構成員であること。

ロ イに掲げるほか当該農業協同組合又は当該農事組合法人正組合員たる地位を継続させることが相当と認められるものであること。

様式第1号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定により、次のように農業経営基盤強化基本構想を定めた（変更した）ので、同条第6項の規定により公告する。

年 月 日

市町村長名 （印）

（「次のように」は省略し、その関係書類を市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。）

農業経営改善計画認定書

殿（様）

あなたから 年 月 日に認定申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項（第12条の2第1項）の規定により、適当であると認定します。

市町村長名 （印）

認定番号： ー 号
認定日： 年 月 日
認定の有効期間： 年 月 日まで

（記載注意）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して5-1のように記載する。
- 2 当初認定の場合にあつては、本文の「（第12条の2の第1項）」は削除する。
変更認定の場合にあつては、表題の次に「（変更）」と記載する。

様式第3号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

年 月 日

市町村長名 (印)

（「次のように」は省略し、その関係書類を市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。）

農用地利用規程認定申請書

年 月 日

市町村長 殿
所在地
団体の名称
代表者の氏名 (印)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項（第24条第1項）の規定に基づき、農用地利用規程について、下記の書面を添えて認定を申請します。

記

- 1 農用地利用規程
- 2 定款又は規約
- 3 地区及び当該地区の農用地につき法第18条第3項第3号の権利を有する者のこの団体への加入状況を記載した書面
- 4 この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面
- (5 特定農用地利用規程の記載内容について特定農業法人（特定農業団体）が同意していることを証する書面
- (6 ① 法第12条の2第2項に規定する認定計画
② 法第23条第1項の認定の申請の日から起算して5年を経過する日までに
行う農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の農業経営の改善に関する目
標、当該目標を達成するためとるべき措置その他の事項を記載した計画)
- (7 特定農業団体の定款又は規約)
- (8 農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条第2号に規定
する計画)
- (9 農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第20条の3
第2号及び第3号に掲げる要件を満たすことを証する書面

(記載注意)

- 1 変更の場合にあつては、表題の次に（変更）と記載し、本文における適用部分以
外の部分は削除する。
- 2 特定農用地利用規程の認定申請にあつては、表題及び本文中、「農用地利用規
程」を「特定農用地利用規程」とする。
- 3 本文の記中、5は特定農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。
- 4 本文の記中、6の①は法第12条第1項の認定を受けた特定農業法人が定められた
農用地利用規程の認定申請の場合に、6の②はそれ以外の特定農業法人が定められ
た農用地利用規程の認定申請の場合に、それぞれ記載する。
- 5 7から9までは特定農業団体が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に記
載する。
- 6 代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

特定農用地利用規程の有効期間の延長に係る承認申請書

年 月 日

市町村長 殿

所在地
団体の名称
代表者の氏名 (印)

農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第6条ただし書（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第21条の2）の規定に基づき、平成 年 月 日付けで認定を受けた特定農用地利用規程の有効期間を以下のとおり延長したいので、下記の書面を添えて承認を申請します。

- (1) 延長期間： 年間（平成 年 月 日まで）
(2) 延長理由：

記

- 1 農用地利用規程
- 2 定款又は規約
- 3 地区及び当該地区の農用地につき法第18条第3項第3号の権利を有する者のこの団体への加入状況を記載した書面
- 4 この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面
- 5 特定農用地利用規程の記載内容について特定農業法人（特定農業団体）が同意していることを証する書面

(記載注意)

代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4-2号

同意書

年 月 日

〇〇農用地利用改善団体 殿

所在地
農業生産法人（団体）の名称
代表者の氏名（印）

貴団体の定める特定農用地利用規程において、当法人（団体）が特定農業法人（特定農業団体）として位置付けられることに同意します。

（記載注意）

代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項（第24条第1項）の規定により、平成 年 月 日付けで認定申請のあった次の農用地利用規程については、これを認定したので、同条第8項（同条第4項で準用する第23条第8項）の規定により公告する。

年 月 日

市町村長名（印）

（「次の」は省略し、その関係書類を市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（記載注意）

- 1 本文における適用部分以外の部分は削除する。
- 2 特定農用地利用規程に係る公告の場合にあっては、本文中、「農用地利用規程」を「特定農用地利用規程」とする。

様式第6号

認定番号

農用地利用規程認定書

年 月 日

殿

市町村長名 (印)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項（第24条第1項）の規定により、平成 年 月 日に認定申請のあった農用地利用規程について適当であると認定します。

（記載注意）

- 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を付して5-1のように記載する。
- 2 変更後の認定番号について、当該農用地利用規程の変更回数と変更年度を上記1の認定番号の次に（変）1-6のように記載する。
- 3 変更の場合にあつては、表題の次に（変更）と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。
- 4 特定農用地利用規程の認定の場合にあつては、表題中、「農用地利用規程認定書」を「特定農用地利用規程認定書」とする。

様式第6-1号

認定番号

特定農用地利用規程の有効期間の延長に係る承認書

年 月 日

殿

市町村長名 (印)

農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第6条ただし書の規定により、平成 年 月 日に認定申請のあった特定農用地利用規程の有効期間の延長については適当であると承認します。

開発事業計画書

年 月 日

市町村長 殿

住所（事務所）
氏名（名称及び代表者氏名） (印)

下記によって開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地について
利用権の設定等を受けたいので、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月
31日）付け経営第564号農林水産省経営局長通知）別紙10の第1の2の規定によって
開発事業の計画を提出します。

記

1 土地の所在地番、地目、面積等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a当たり普通収穫高	土地の所有者 使用収益権者	農用地利用集積計画で指定された用途	市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別
			登記簿	現況						
計 m ² （田 m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ² 、その他 m ² ）										
2 開発事業計画	(1)用途									
	(2)権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	対価の支払方法等				
		設定・移転								
	(3)開発の時期及び計画の概要	工事計画	第1期（着工 年 月 日から 年 月 日まで）					第2期	合計	
土地造成		所要面積	m ²	切土又は盛土の土量	切土 m ² 盛土 m ²	地盤、土質の状況				
	土留及び法面処									

		理の方法							
		建設物等	所要面積						
3 被害防除措置の概要									
4 資金計画及びその調達計画									
5 その他参考となるべき事項									

(記載事項)

- (1) 1の「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては、普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、「市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれかに含まれているかを記載する。
- (2) 「開発の時期及び計画の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画の6箇月単位で区分して記載する。
- (3) 2の(3)の「地盤、土質の状況」欄は、地盤の硬軟及び土質の砂質、粘質の別を、「土留及び法面処理の方法」欄は、例えばコンクリート擁壁を設置し、又はコンクリートで土留をし法面は芝張りをする等と、「建築物等の規模及び構造」欄は、建築物にあつては、例えば床面積の合計〇〇m²、鉄筋コンクリート二階建て等と、道路等にあつては、幅員〇〇m、延長〇〇m等簡明に記載する。
- (4) 3の「被害防除措置の概要」欄には、申請に係る開発事業の工事中及び工事完了後の廃水処理方法又は開発行為によって生じる付近の土地、作物、家畜等の被害防除措置の概要を記載する。
- (5) 4の資金の調達計画については、これを裏付ける資料を添付すること。
- (6) 5の「その他参考となるべき事項」欄には、開発後の土地の用途が農用地等以外の用途で一時利用する場合の、その復元を困難にしないための措置の概要その他参考となるべき事項を記載する。
- (7) 氏名(名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(添付資料)

- (1) 開発事業計画に係る土地の地番を表示する図面
- (2) 開発候補地に建設しようとする建設又は施設の面積、位置又は施設物間の距離を表示する図面(縮尺5,000分の1ないし2,000分の1程度)
- (3) その他参考となるべき書類

農用地利用集積計画作成申出書

年 月 日

市町村長 殿

所在地
団体の名称
代表者の氏名 (印)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第5項の規定に基づき、下記により、農用地利用集積計画を定めるよう申し出ます。

記

農用地利用集積計画に定めるべき事項

(記載注意)

代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

農地利用集積円滑化事業規程例

第1章 総 則

(事業実施の基本方針)

第1条 本団体は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき〇〇町において作成された農業経営基盤強化促進基本構想（以下「基本構想」という。）に則して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化を図るため、次に掲げる事業（以下「農地利用集積円滑化事業」という。）を行うものとする。

- 一 農地所有者代理事業（法第4条第3項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。）
- 二 農地売買等事業（法第4条第3項第1号ロに規定する事業をいう。以下同じ。）
- 三 研修等事業（法第4条第3項第1号ハに規定する事業をいう。以下同じ。）

2 本団体は、地域の面的集積を効果的に促進するため、必要な要員を確保し、次に掲げる事項に留意して農地利用集積円滑化事業を行うものとする。

- 一 関係機関及び関係団体と連携して、できるだけ多くの農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用するよう、農用地等の所有者及び効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、相談窓口の設置、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に取り組む。
- 二 多数の農用地等の所有者から一括して委任を受けるため、聞き取り等による調査を行って農用地等の所有者及び効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の意向を把握し、集落の土地利用の現状、面的集積後の農用地の利用状況等を具体的に示し、集落段階における合意形成を図りつつ、面的集積を促進する。

(事業実施地域)

第2条 本団体が行う農地利用集積円滑化事業の実施地域は、〇〇町の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）を除く。）とする。

(事業対象農用地等)

第3条 本団体が行う農地利用集積円滑化事業の対象土地は、次に掲げるものとする。

- 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作若しくは養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
- 三 次に掲げる農業用施設の用に供される土地
 - ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用する上で必要な施設
 - イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷の用に供する

施設

ウ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設

エ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

- 2 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供されることが適当な土地について実施する農地所有者代理事業又は農地売買等事業は、農用地につき実施するこれらの事業と併せ行う場合に限るものとする。

（事業実施に当たっての調整等）

第4条 本団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、〇〇県、〇〇町、農業委員会、他の農地利用集積円滑化団体、農地保有合理化法人、新規就農相談センター、県農業会議、県農業協同組合中央会、農業協同組合、土地改良区、普及指導センター、県農業大学校、県青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫及び地域農業再生協議会等の関係機関等と十分連絡及び調整を図るものとする。

2 本団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業（法第4条第2項に規定する事業をいう。）、市町村が行う農業経営基盤強化促進事業（法第4条第4項に規定する事業をいう。）その他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。

3 本団体は、農地利用集積円滑化事業の円滑な実施を図るため、本団体が行う当該事業に係る事務の一部を市町村等に委託することができるものとする。

（事業実施計画）

第5条 本団体は、毎年度、その行う事業の種類ごとに事業の実施計画を定めるものとする。

第2章 農地所有者代理事業

（事業内容）

第6条 本団体は、農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等（法第4条第1項第2号及び第3号の土地にあっては、農用地と一体として委任を受ける場合に限る。）について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託（以下「貸付け等」という。）を行うものとする。

2 本団体は、委任に係る農用地等についてその所有者自らが耕作又は管理を行うことが困難な場合に、貸付け等を行うまでの間当該農用地等を良好な状態に保つために除草、畦畔の維持等の管理を行うことができる。

（事業実施の原則）

第7条 本団体が、農地所有者代理事業の実施により行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業経営の委託については、利用権設定等促進事業（法第4条第4項第1号に規定する事業をいう。以下同じ。）の活用を図るものとする。

2 本団体は、農用地等の所有者から農用地等の貸付け等の委任契約の申込みを受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒まないものとする。

- 3 本団体が、農地所有者代理事業により農用地等の所有者から委任を受け、その者を代理して行うことができる事務については、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 農用地等の貸付け等の相手方の選定
 - 二 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等に関する条件の決定
 - 三 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等の契約の締結、変更、更新及び解除、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可の申請並びに法第18条第1項に規定する農用地利用集積計画の同意
 - 四 その他農地所有者代理事業の円滑な実施のために必要な事項
- 4 本団体は、利用権設定等委任契約に附随して発生する準備行為（例えば、委託を受けた農地に関する実地調査、農用地等の貸付け等の委託者及び相手方の候補者の調査及び意向把握、貸付け等の相手方との貸付け等に関する条件を決定するための協議及び調整、賃貸借契約の締結手続、農地の権利移動の手続の同意調整等）や事実行為（受任農地の草刈り、畦畔の維持及び見回り、農地所有者等に対する本事業の普及啓発等）を他の者に再委託できるものとする。

（委任契約の締結）

- 第8条 農用地等の所有者から農用地等の貸付け等に関する委任契約の申込を承諾しようとする場合には、これらの農用地等について実地調査を行い、当該農用地等の所有者と貸付け等の委任に関する契約の締結を行うものとする。
- 2 前項に定める委任契約には、農用地等の所有者は、委任に係る農用地等について貸付け等の相手方を指定しない旨を定めるものとする。
 - 3 委任契約の契約期間は、できるだけ長期とするものとする。

（農用地等の所有権の移転をする場合の対価等）

- 第9条 農地所有者代理事業の実施により所有権を移転する場合等の対価等については、あらかじめ農用地等の所有者が申し出た金額を基に貸付け等の相手方と協議するものとする。
- 2 前項の協議の結果、農用地等の所有者が申し出た金額と異なる場合は、次の各号に掲げる基準に基づき、受任した農用地等の所有者の同意を得て決定するものとする。
 - 一 所有権を移転する場合の対価は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（転用のために農用地を売却した者が、その農用地に代わるべき農用地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案して算定した額
 - 二 賃貸借権を設定する場合の借賃については、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定した額
 - 三 農作業の委託をする場合の委託料については、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引の委託料に比準して算定される額

（農用地等の貸付け等）

- 第10条 農地所有者代理事業の実施により農用地等の所有者から委任を受けた農用地等（以下「受任農用地等」という。）の貸付け等に当たっては、第12条に定める者と当該農用地等の貸付け等に関する契約の締結を行うものとする。

- 2 利用権設定等促進事業を活用する場合にあっては、当該農用地等に係る農用地利用集積計画についての法第18条第3項第4号の同意を行うものとする。
- 3 貸付けの相手方が法第18条第2項第6号に規定する者である場合で、利用権設定等促進事業を活用しないときには、その者が撤退した場合、農用地を明け渡す際原状回復、原状回復がなされないときの損害賠償、中途の契約終了時における違約金支払いに関する事項等を定めた契約を締結する。この場合、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件を付すものとする。

(農用地等の保全のための管理)

- 第11条 本団体が、受任農用地等の保全のための管理を行う場合には、当該農用地等の所有者と農用地等の保全のための管理作業に関する委託契約を締結するものとする。
- 2 農用地等の管理の方法は、草刈り、畦畔の維持、見回り等の一般的な方法（農地にあっては、近傍の農地で一般に行われており、かつ、当該農地の形質を基本的に変更しない範囲内において行われる耕作を含む。）によるものとする。
 - 3 前項の管理のための耕作は、地域における農用地等の利用調整活動によっても当該農用地等の貸付け等を行う相手方が当面いない場合に限り行うものとする。
 - 4 本団体は、農用地等の保全のための管理について、他の者に委託することができる（委託された農用地等の所有者を除く。）ものとする。
 - 5 農用地等の保全等のための管理を行うために要する費用については、当該農用地等の所有者に請求することができるものとする。

(農地所有者代理事業による農用地等の貸付け等の相手方)

- 第12条 本団体が受任農用地等について貸付け等を行うことができる相手方（法第18条第2項第6号に規定するものについては貸付け（賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託に限る。）は、地域の認定農業者等を優先する。
- 2 貸付け等の相手方が農地保有合理化法人を通じた転売又は転貸を希望している場合には、農地保有合理化法人を貸付け等を行う相手方とすることができる。

第13条 本団体は、農業農村整備事業、農用地開発事業等の実施のため必要があるときは、前条の規定によらず農用地等の貸付け等を行うことができるものとする。

第14条 本団体は、受任農用地等について、農業上の利用が困難になったと認められる場合には、当該農用地等の所有者との間で締結した委任契約を解除することができるものとする。

第3章 農地売買等事業

(事業内容)

第15条 本団体は、農用地等を買入れ、又は借り受けて（法第4条第1項第2号及び第3号の土地にあっては、農用地と一体として買入れ、又は借り受ける場合に限る。）、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けるものとする。

(事業実施の原則)

第16条 本団体が、農地売買等事業として行う農用地等の買入れ、借受け、交換、売渡し及び貸付けは、利用権設定等促進事業の活用を図るものとする。

(農用地等の買入れ)

第17条 農用地等の買入れは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積等を図るために必要と見込まれる場合に行うものとする。

- 2 本団体は、農用地等を買入れようとする場合には、当該農用地等について実地調査を行い、買入れることを相当と認めるときは、農用地等の所有者と買入れに関する契約の締結（農用地等について利用権設定等促進事業を活用する場合にあつては、当該農用地等に係る農用地利用集積計画についての法第18条第3項第4号の同意をいう。以下同じ。）を行うものとする。
- 3 本団体は、農用地等を買入れる場合に、転売する場合の相手先を指定しないことについて当該農用地等の所有者の同意を得ておくものとする。
- 4 本団体は、農用地等について利用権設定等促進事業を活用せずに買入れを行う場合には、農地法第3条第1項第13号の規定に基づき、当該農用地等の存する区域を地区とする農業委員会に届け出るものとする。

(農用地等の売渡し)

第18条 農用地等の売渡しに当たっては、第28条に定める者と当該農用地等の売渡しに関する契約の締結を行うものとする。

(買入価格)

第19条 農用地等の買入価格は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（転用のために農用地を売却した者が、その農用地に代わるべき農用地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案した上で定めるものとする。

- 2 農用地等の買入価格が、その農用地等の収益性からみて著しく高額であると認められる場合には、その農用地等の買入れは行わないものとする。
- 3 農用地等の買入対価は、原則として買入れに係る農用地等の所有権移転登記完了の日までに支払うものとする。

(売渡価格)

第20条 農用地等の売渡価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額（当該農用地等につき土地改良事業が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち本団体が負担した額を加えた額）を基準とし、当該農用地等につき第19条第1項の規定により算定される額を勘案して定めるものとする。

- 2 農用地等の売渡対価は、原則として売渡しに係る農用地等の所有権移転登記完了の日までに徴収するものとするが、やむを得ない事情があると認められる場合には、その期日を延期することができるものとする。

(農用地等の交換)

第21条 農用地等の交換に当たっては、第28条に定める者を相手方とし、交換の対象

となるべき農用地等の実地調査等を行った上、これを相当と認めるときは、交換に関する契約の締結を行うものとする。

(農用地等の借受け)

第22条 農用地等の借受けは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積等を図るために必要と見込まれる場合に行うものとする。

2 農用地等の賃貸借による借受けは、利用権設定等促進事業を活用する場合にあってはその賃貸借の存続期間を原則として〇年以上とし、利用権設定等促進事業を活用しない場合にあってはその賃貸借の存続期間を10年以上として行うものとする。

なお、法第4条第1項第3号に規定する土地（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第10条第1項第2号イに規定する土地を除く。）の賃貸借にあっては、その存続期間は、当該土地の上に建設される施設の耐用年数及び当該施設の建築に要する時間を考慮して相当と認められる期間とするものとする。

また、附帯施設用地についての賃貸借の存続期間は、併せて借り受ける農用地の賃貸借の存続期間とするものとする。法第4条第1項第2号に規定する土地（以下「混牧林地」という。）についての賃貸借の存続期間は、当該土地における混牧林地の利用の可能な期間を考慮して相当と認められる期間とするものとする。

3 農用地等を借り受けようとする場合には、当該農用地等について実地調査を行い、借り受けることを相当と認めるときは、当該農用地等の所有者と当該農用地等の賃貸借に関する契約の締結を行うものとする。

4 農用地等を借り受ける場合には、転貸する場合の相手先を指定しないことその他転貸することについて、農用地等の所有者の同意を得ることとする。

なお、本団体が、現にその上に施設が存しない農用地等を借り受けて当該農用地等の上に施設の建築を行おうとする場合は、併せて当該建築についての賃貸人の承諾を得るものとする。

5 本団体は、次に掲げる事由が生じたときは、特約がある場合を除き、遅滞なく農用地等の賃貸人と協議の上、処理するものとする。

一 借入農用地等について有益費等を支出しようとするとき。

二 借入農用地等の転借人が有益費等を支出することを承認しようとするとき。

(農用地等の貸付け)

第23条 本団体が借り受けた農用地等の貸付けに当たっては、第28条に定める者と当該農用地等の賃貸借に関する契約の締結を行うものとする。

2 貸付けの期間は、利用権設定等促進事業を活用する場合にあってはその賃貸借の存続期間を原則として〇年以上とし、利用権設定等促進事業を活用しない場合にあってはその賃貸借の存続期間を10年以上として行うものとする。

3 農用地等の貸付けに係る賃貸借契約においては、民法（明治29年法律第89号）第618条の規定による解約権の留保は付さないものとする。

4 貸付けの相手方が法第18条第2項第6号に規定する者である場合で、利用権設定等促進事業を活用しないときには、その者が撤退した場合、農用地を明け渡す際の原因回復、原因回復がなされないときの損害賠償、中途の契約終了時における違約金支払いに関する事項等を定めた契約を締結する。この場合、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件を付すものとする。

(借賃)

第24条 本団体が農用地等を賃貸借により借り受け、又は貸し付ける場合の借賃は、次のとおりとするものとする。

- 一 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定した額
 - 二 法第4条第1項第4号に規定する土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定した額
 - 三 その他の土地については、土地の種類ごとに近傍の土地の借賃の額に比準して算定し、近傍の土地の借賃がないときは、近傍の用途が類似する土地について算定される借賃の額を基礎とし、当該土地の実産力、固定資産税評価額等を勘案して算定した額
- 2 前項の規定にかかわらず、本団体が借り受けた農用地等につき、土地改良事業が行われた場合には、借賃の額は前項の規定による借賃の額に本団体が負担した当該事業に要した経費を加えた額とする。

(借賃の前払い)

第25条 本団体は、3年以上の期間の定めがある農用地等の借り受けに係る賃貸借に関する契約の締結を行う場合において、当該農用地等の賃貸人が3年間から10年間借賃の額を増加しない旨を特約したときは借賃の前払いをすることができるものとする。

(農用地等の一時的貸付け)

第26条 本団体は、本事業の目的に従い農用地等を売り渡し、又は貸し付けるまでの間、当該農用地等を暫定的に使用することを相当と認める者に一時的に貸し付けることができるものとする。

- 2 前項の規定により農用地等を貸し付ける場合には、農用地及び法第4条第1項第4号の土地については、使用貸借による権利（利用権設定等促進事業を活用することが相当と認められる場合には、賃借権を含む。）の設定を行うものとし、法第4条第1項第2号及び第3号の土地については賃貸借による権利の設定を行うものとする。

(農用地等の買入れ等の基準)

第27条 農用地等の買入れ又は借受けのときの基準は次に掲げるものとする。

- 一 経営農地の面的集積を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するような農用地等であること。
- 二 当該農用地等の価格がその土地の近傍類似の取引や生産力等からみて適切であると判断されること。
- 三 当該農用地等の賃料が農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報、生産条件等からみて適切であると判断されること。
- 四 その他農業経営の基盤の強化に資すると見込まれるものに限ること。

(農用地等の売渡し等の相手方)

第28条 本団体が農地売買等事業の実施により農用地等の売渡し、交換又は貸付け

(以下「売渡し等」という。)を行うことができる相手方(法第18条第2項第6号に規定するものについては貸付け(賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)又は農作業の委託に限る。)は、地域の認定農業者等を優先する。

第29条 本団体は、農業農村整備事業、農用地開発事業等の実施のため必要があるときは、前条の規定によらず農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができるものとする。

(管理等)

第30条 本団体は、農用地等の売渡し等を行うまでの間、当該土地等を善良なる管理者の注意をもって管理(農用地にあつては、近傍類似の農用地で一般に行われており、かつ、従来の当該農用地の形質を基本的に変更しない範囲内において行われる耕作を含む。)するものとする。

2 前項の管理のための耕作は、農業委員会による農用地等の利用関係についてのある事業その他地域における農用地等の利用調整活動によっても、当該農用地等の売渡し等を行う相手方又は第26条の規定に基づき一時的に貸し付ける相手方が当面いない場合に限り行うものとする。

(目的外処分)

第31条 本団体が本事業の実施により買入れた農用地等が本事業の目的以外の目的に供することが相当となった場合には、当該農用地等を適正かつ合理的な土地利用の確保に配慮しつつ他の目的に供することができるものとする。

(借賃の改訂の場合の措置)

第32条 本団体は、第25条の規定による借賃の前払いをした場合においても、賃貸借契約期間中に借賃を改訂した場合には、その改訂額のうち別に定めるところにより賃貸人に交付又は賃貸人から徴収するものとする。

(未墾地の取得等)

第33条 法第4条第1項第4号の土地の買入れ又は借受けは、農業農村整備事業、農用地開発事業等の実施が確実と見込まれる地域内の土地につき第4条に規定する機関又は団体から本団体において買入れる又は借り受けるべき旨の申出を受けた場合(自らこれらの事業を実施する場合を除く。)に限り行うものとする。

2 本団体は、前項の規定により買入れ又は借り受けた土地を、原則として前項の事業へ参加若しくは自ら前項の事業を実施することにより売り渡し、交換し、又は貸し付けるものとする。

第4章 研修等事業

第1節 研修事業

(事業内容)

第34条 本団体は、農地売買等事業によって買入れ、又は借り受けた農用地等において、新規就農希望者(農業後継者を含む。)及び新たな分野の農業を始めようと

する農業者（以下「新規就農希望者等」という。）に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うものとする。

（事業の実施方法）

第35条 本団体は、研修期間中は当該新規就農希望者等の生活の安定に配慮するものとする。

- 2 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢及び農業の技術等の習得状況に応じ、おおむね〇年以内とする。ただし、本団体が借り受けた農用地等において本事業を行う場合には、本事業の実施期間は当該農用地等の借受けの存続期間内とする。
- 3 本事業は、普及指導センター、県農業大学校、県農業会議、農業協同組合、地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。
- 4 研修期間中においては、当該研修に係る農用地等について他に買入れ又は借受けの希望者が現れた場合であっても、当該希望者に対して売渡し又は貸付けを行わないことができる。
- 5 本団体は、借り受けた農用地等において本事業のため有益費等を支出しようとするときは、特約がある場合を除き、農用地等の賃貸人と協議するものとする。

（事業に係る農用地等の売渡し等）

第36条 本団体は、新規就農希望者等の農業の技術又は経営方法の習得状況を見極めた上、当該研修に係る農用地等を農地売買等事業の手續により当該新規就農希望者等に対して売り渡し、又は貸し付けるよう努めるものとする。

- 2 研修中又は研修終了後、やむを得ない事情により新規就農希望者等が研修に係る農用地等を買入れ、又は借り受けることが不可能となった場合には、農地売買等事業の手續により第三者に対して当該農用地等を売り渡し、又は貸し付けるものとする。

第2節 その他の事業

第37条 本団体は、農地売買等事業により買入れ、又は借り入れた農用地等の中間保有機能を有効に活用することによって次の事業を行うことができるものとする。

- 一 産地形成のためのモデル的な経営の実証を行う事業
- 二 その他農地利用集積円滑化事業の目的に適合する事業

附 則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

整理番号	
------	--

所有権移転あっせん申出書

年 月 日

〇〇〇農業委員長 殿

申出者 住所（事務所）
氏名（名称及び代表者氏名） (印)

私（当社）が所有する下記農用地について、農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定に基づき所有権の移転に係るあっせんの申出をします。

記

[所有権の移転に係るあっせんの申出に係る農用地]

農用地の所在・地番	地 目		面 積 (㎡)
	登記簿	現 況	

〔留意事項〕

1. 「整理番号」欄には、参考様式3の「所有権移転あっせん確認名簿」の「文書でなされた場合の整理番号」欄と同じ整理番号を記入すること。
2. 申出者の氏名又は代表者氏名を自署する場合には、押印を省略できる。

参考様式3

所有権移転あっせん確認名簿

申出年月日	申 出 者		申 出 に 係 る 農 用 地			申出者の申出をした旨の確認印	文書でなされた場合の整理番号	市町村の長への要請の有無(年月日)	
	氏名(名称・代表者)	住 所	農用地の所在・地番	地 目					面 積 (㎡)
				登記簿	現 況				

[留意事項]

- 1 申出が口頭によるものであった場合には、農業委員会はこの名簿に必要事項を記録し、申出者の確認を得なければならない。
- 2 申出が文書によるものであった場合には、「申出者の申出をした旨の確認印」欄には斜線を記入し、「文書でなされた場合の整理番号」欄に参考様式2の「所有権移転あっせん申出書」と同じ整理番号を記入すること。
- 3 「市町村の長への要請の有無」欄には、要請を行った場合はその要請を行った年月日を記入し、要請を行わなかった場合は「無」と記入するものとする。

参考様式4

買入れの協議を行う旨の通知書

番号
年 月 日

申出者 住所
氏名 (名称・代表者)

通知者 ○○市町村長 (印)

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定に基づき貴殿(貴社)から所有権の移転に係るあっせんの申出のあった下記の農用地につき、同法13条の2第2項の規定による買入れの協議を(○○農業公社)が行うので、通知します。

記

[買入協議に係る土地]

農用地の所在・地番	地 目		面 積 (㎡)
	登記簿	現 況	

[買入協議に係る留意事項]

貴殿から平成 年 月 日に○○農業委員会へ所有権移転のあっせんの申出のあった上記農用地については、① 農業委員会が効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体による買入れが特に必要と認め、② 当職も基本構想の達成に資する見地からみて、当該買入れが特に必要と認めたものです。

この買入れの協議は、当該農用地が農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体により買入れられることにより、優先的に認定農業者へ利用集積されることを目的とするものです。なお、この買入れの協議については、法第13条の2第4項、第5項及び第38条の規定により、貴殿に次の義務が課せられます。

ア 正当な理由がなければ協議を拒んではならないこと。

なお、「正当な理由」とは、天災、重病等協議に応じることのできないやむを得ない事情がある場合をいうものであること。

イ この買入れの協議を行う旨の通知があった日から起算して3週間目にあたる平成 年 月 日を経過するまでの間(この期間に買入れの協議が成立しないことが明らかになったときは、その時までの間)は、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体以外の者により上記農用地を譲り渡してはならないこと。

ウ イに違反した場合は、10万円以下の過料に処せられることがあること。

注) 〈 〉については、各都道府県公社の正式な名称を記載すること。

参考様式 5

(利用上の注意)

本契約書例は、基本的な内容を参考として示したものであり、活用する際は農地利用集積円滑化団体に委任する内容に応じて加筆又は修正して差し支えない。

利用権設定等委任契約書例

委任者及び受任者は、この契約書の定めるところにより、利用権設定等委任契約(以下「本契約」という。)を締結する。

この契約書は、2通作成して委任者及び受任者がそれぞれ1通を所持する。

平成 年 月 日

委任者(以下「甲」という。)

氏名 印

住所

受任者(以下「乙」という。)

農地利用集積円滑化団体名

代表者名 印

住所

第1条(契約の趣旨)

甲は、乙に対し、甲が所有する土地について、利用権(農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。)の設定若しくは移転、所有権の移転(以下「利用権の設定等」という。)又は農作業の委託に関する事務を委任し、乙はこれを受任する。

第2条(利用権の設定等の事務を委任する土地)

甲は、乙に対し、本契約により次の土地(以下「委任土地」という。)について、利用権の設定等又は農作業の委託に関する事務を委任するものとする。

所在	地番	地目	面積(㎡)	委任する事務の種類	備考

注1:「委任する事務の種類」は、「賃借権の設定又は移転の委任」、「使用貸借による権利の設定又は移転の委任」、「農業経営の委託の委任」、「所有権の移転の委任」及び「農作業の委託の委任」のうちから選択して記入する。

注2:備考欄には、現に権原に基づき使用及び収益する者並びに農作業の委託を受けている者がある場合は、その旨を記入する。

第3条(委任事務の範囲)

乙は、次に掲げる事務(以下「本件委任事務」という。)について、甲を代理するものとする。

一 利用権の設定等又は農作業の委託の相手方として適当と認められる者(以下「適格者」という。)の選定に関すること。

二 適格者との利用権の設定等又は農作業の委託を行う場合の条件等の協議及び調整に関すること。

- 三 委任土地に係る利用権の設定等に関する契約の締結、変更、更新及び解除、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可の申請並びに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の農用地利用集積計画への同意に関すること。
- 四 委任土地に係る農作業の委託に関する契約の締結、変更、更新及び解除に関すること。
- 2 委任土地について、農用地利用集積計画によって賃借権又は使用貸借による権利の設定若しくは移転を行う場合の条件その他法律関係に関する事項については、別紙1のとおりとする。
- 3 委任土地について、農用地利用集積計画によって所有権の移転を行う場合の条件その他法律関係に関する事項については、別紙2のとおりとする。
- 4 委任土地について、農用地利用集積計画によって農業経営の委託を行う場合の条件その他法律関係に関する事項については、別紙3のとおりとする。

第4条（賃借権の設定等又は農作業の委託を行う場合の条件等）

乙は、委任土地について利用権の設定等又は農作業の委託を行う場合は、次に掲げる事項について、あらかじめ甲が申し出た内容を基に適格者と協議するものとする。

なお、乙と適格者との協議の結果、甲が申し出た内容と異なる場合は、乙は甲の同意を得て決定するものとする。

- 一 賃借権の設定又は移転を行う場合は、賃借権の設定時期、賃借権の存続期間、借賃及び借賃の支払方法
- 二 使用貸借による権利の設定又は移転を行う場合は、使用貸借による権利の設定時期及び使用貸借による権利の存続期間
- 三 所有権の移転を行う場合は、所有権移転の時期、対価、対価の支払方法、対価の支払期限及び引渡しの時期
- 四 農業経営の委託を行う場合は、農業経営の委託により設定される権利の設定時期、農業経営の委託により設定される権利の存続期間及び損益の決済方法
- 五 農作業の委託を行う場合は、契約期間、作業の内容及び委託料金

第5条（再委任の禁止）

乙は、本件委任事務の一部又は全部を再委任しないものとする。

第6条（専属専任）

甲は、委任土地について、本件委任事務を乙以外の者に対し、重ねて委任することはできないものとする。

また、甲は、本契約に係る土地について、自ら利用権の設定等又は農作業の委託を行うことはできないものとする。

第7条（相手方等の指定の禁止）

甲は、本契約の締結に当たり、委任土地について利用権の設定等又は農作業の委託の相手方を指定することはできないものとする。

第8条（契約の期間）

本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

とする。

なお、この期間は、甲及び乙の合意に基づき更新することができるものとする。

第9条（契約の承継）

相続等により甲の有する所有権を承継した者（以下「一般承継人」という。）は、本契約に基づく委任者の地位を承継するものとし、当該地位を承継した者（以下「地位承継者」という。）は、速やかにその旨を乙に対し届け出なければならないものとする。

なお、一般承継人が複数であるときは、その中から代表者1名を地位継承者として選任し、その旨を乙に対し通知させるものとする。

第10条（契約の解除）

甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には本契約を解除することができる。

- 一 本契約に違反する行為があった場合で、相当の期間を設けて本契約上の履行を催告してもなお、義務の履行がない場合
 - 二 自然災害等による委任土地の滅失、汚染等によって農業上の利用が困難になったと認められる場合
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が農地利用集積円滑化団体でなくなったときは、本契約は当然解除されたものとする。

第11条（契約の解約）

本契約の有効期間中において、本契約を解約する場合は、双方の合意により解約するものとする。

第12条（賃借権の設定等をするできない場合の農地情報の提供）

乙は、適格者に対して利用権の設定等又は農作業の委託をすることができないと認めるときは、遅滞なく、甲に対しその旨を通知するとともに、次に掲げる委任土地に関する情報を農用地のあっせん又は新規就農者等への農地情報の提供を行う機関及び団体へ提供できるものとする。

- 一 土地の所在
- 二 地番
- 三 面積
- 四 地目
- 五 作付状況
- 六 基盤整備状況
- 七 借賃、賃借期間、売買単価（10a当たり）及び権利移転の時期

第13条（資料等の提供）

甲は、乙から本件委任事務の処理に必要な資料等の提供を要請された場合には、無償で応ずるものとする。

第14条（秘密保持）

乙は、第12条により農地情報を提供する場合を除き、甲から提供を受けた情報を全て秘密として取り扱い、その管理に必要な措置を講ずるものとする。ただし、次

の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 提供を受けたときに既に保有していた情報
- 二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- 三 提供を受けた情報に関係なく、独自に開発した情報
- 四 本契約に違反することなく公知となった情報
- 五 甲が、文書をもって開示に同意した情報

第15条（報告）

- 一 乙は、毎年、本件委任事務の処理状況を記載した報告書を作成し、甲に送付するものとする。
- 二 甲は、必要と認めるときは、前号にかかわらず本件委任事務の処理状況につき乙に報告を求めることができるものとする。

第16条（本契約に定めのない事項の取扱い）

その他本契約に定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定める。

参考様式5の別紙1

(1) 借賃の支払猶予

賃借権を設定する者（利用権の設定等が行われる土地の所有者。以下「丙」という。）は、賃借権の設定を受ける者（以下「丁」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 解約に当たっての相手方の同意

丙及び丁は、賃借権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(3) 転貸又は譲渡

丁は、あらかじめ市町村に協議した上、丙の承諾を得なければ当該土地を転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 丙は、丁の責めに帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他丙において修繕することができない場合で丙の同意があったときは、丁が修繕することができる。この場合において丁が修繕の費用を支出したときは、丙に対してその償還を請求することができる。

イ 丁は、丙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には丙の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 丙は、当該土地に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 丁は、当該土地に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金については、丙及び丁が別途協議するところにより負担する。

(6) 当該土地の返還

ア 賃借権の存続期間が満了したときは、丁は、その満了の日から〇〇日以内に、丙に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丁は、原状回復の義務を負わない。

イ 丁は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、丙の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において丙及び丁の間で有益費の額について協議が整わないときは、丙及び丁双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 丁は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 賃借権に関する事項の変更の禁止

丙及び丁は、農用地利用集積計画に定めるところにより設定される賃借権に関する事項は変更しないものとする。ただし、丙、丁及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) その他

農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、丙、丁及び市町村が協議して定める。

農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者に対する賃借権又は使用貸借による権利の設定を行う場合は、以下の項目を追加する。

(9) 契約の解除

丙は、丁が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、丁は、その終了の日から〇〇日以内に、丙に対して当該土地を原状に復して返還する。丁が原状に復することができないときは、丙が原状に回復するために要する費用を丁が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

丙の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、丁は、丙に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。

参考様式5の別紙2

(1) 所有権の移転

所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

(2) 農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効

農用地利用集積計画に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。

(3) 所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者（以下「丙」という。）は担保物権等を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

(4) 租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、丙が負担する。

(5) 所有権の移転の登記（市町村が嘱託により登記することができることとなったとき）

農用地利用集積計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者（以下「丁」という。）の請求により、市町村の嘱託により行うものとし、丙はこれに協力しなければならない。

(6) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、丁が負担する。その他の経費については、丙及び丁が協議して決める。

(7) 法律関係の解除

丙又は丁は、相手方が農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。

(8) その他

農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、丙、丁及び市町村が協議して定める。

参考様式5の別紙3

(1) 善管注意義務

経営の委託を受けた者（以下「丁」という。）は、委託を受けて行う農業の経営（以下「受託農業経営」という。）を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って当該経営の委託をした者（以下「丙」という。）の利益の最も適合するように配慮しなければならない。

(2) 主宰権

受託農業経営の運営に関する事項は、農用地利用集積計画に定めるもののほか、丁が決定する。

(3) 収穫物の所有権

受託農業経営の事業により生ずる収穫物の所有権は、丁に帰するものとする。

(4) 受託農業経営に係る損益の帰属

受託農業経営に係る損益は、丙に帰属するものとする。

(5) 受託農業経営に係る損益の計算方法

① 受託農業経営に係る損益は、次に掲げる算式により計算するものとする。

受託農業経営に係る販売金額（共済金を含む。）－受託農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）

なお、丙又は丁に交付された補助金の額の取扱いについては、別途丙及び丁の協議の上定めるものとする。

② 丁は、受託農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）の内訳を整理しておくものとする。

(6) 租税公課の負担

丙は、当該土地に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 改良

① 丁は、丙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には、丙の同意を要しない。

② 丁の負担した当該土地の改良経費は、丙が負担するものとする。ただし、丙及び丁が協議の上、これと異なる定めをした場合にはその定めによる。

(8) 損害の賠償

丁は、異常気象、水害その他の災害による受託農業経営の収量の減少、当該土地の損壊、滅失等丁の故意又は過失によらない損害についての責めを負わないものとする。

(9) 解約に当たっての相手方の同意

丙及び丁は、利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(10) 再委託の禁止

丁は、受託農業経営の再委託をしてはならない。

(11) 当該土地の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、丁は、その満了した日から〇〇日以内に、丙に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、天災地変等その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丁は、原状回復の義務を負わない。

イ 丁は、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に

際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(12) 経営受委託に関する事項の変更の禁止

丙及び丁は、農用地利用集積計画に定める経営受委託に関する事項は変更しないものとする。ただし、丙、丁及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(13) その他

ア 受託者が農業協同組合又は農事組合法人である場合には、このほか当該農業協同組合又は農事組合法人が定めている農業経営受託規程によるものとする。

イ 農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、丙、丁及び市町村が協議して定める。

(参考1)

平成15年9月12日付け農林水産省告示第1419号（農業経営基盤強化促進法第32条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）（抄）

農業経営改善計画認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者住所

氏名<名称・代表者> (印)

年 月 日生 (歳)

<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農 業 経 営 改 善 計 画					
①目標とする営農類型					
②経営改善の方向の概要	-----				
	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
		現状	目標 (年)		
	年間農業所得	千円	千円	千円	
	年間労働時間	時間	時間	時間	
③農業経営の規模の	作目・部門名	現状		目標 (年)	
		作付面積	生産量	作付面積	生産量
		飼養頭数		飼養頭数	
	経営面積合計				

拡大に関する目標	区分	地目	所在地 (市町村名)	現状		目標 (年)	
	所有地						
	借入地						
	特定作業受託	作目	作業	現状		目標 (年)	
				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作業受託	作目	作業	現状		目標 (年)	
		単純計					
		換算後					
農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業	事業名	内容	現状		目標 (年)		
④生産方式の合理化に関する目標	機械・施設	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数				
			現状	目標 (年)			
農利用用地条の件	現状		目標 (年)				
作合目理・化部の門方別向	作目・部門名	現状		目標 (年)			

		現状	目標（年）
⑤経営管理の合理化に関する目標			
⑥農業従事の態様等の改善に関する目標			
	経営改善の目標	措置	
⑦目標を達成するためにとるべき措置			

(参考) 経営の構成	氏名	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあつては役職)	現状		見通し	
	(法人経営にあつては役員の氏名)			担当業務	年間農業従事日数 (日)	担当業務	年間農業従事日数 (日)
			(代表者)				

雇用者	常時雇 (年間)	実人数	現状	人	見通し	人
	臨時雇 (年間)	実人数	現状	人	見通し	人
		延べ人数	現状	人	見通し	人

(参考)	認定市町村名	認定年月日	備考
他市町村の認定状況			

(参考2)

新たな農業経営指標の策定について（平成24年3月27日付け23経営第3612号農林水産省経営局長通知）

経営改善のためのチェックリスト

目的：農業経営の発展に欠かせない経営管理、生産、販売・加工、財務、労務等に関する14の取組について、農業者が自らの実施状況を確認することで、確実な実践を促す。

○：早急(1年以内)に改善すべきもの
 △：2～3年以内に改善すべきもの
 ×：当面取り組む考えのないもの
 -：すでに優れた取組が行われているもの

[取組指標]

分野	番号	項目	取組指標	選択肢	取組状況	改善の優先度
経営管理	1	目標設定	中長期的に目指す経営の姿を経営目標として定め、家族・従業員等と共有している。	① 明確な目標を立て、それを家族・従業員等と共有できている。 ② 目標は立てているが、家族・従業員等と十分に共有できておらず、自分でもあまり意識していない。 ③ 目標を立てていない。		
	2	計画立案	目標達成に向けた経営計画を立て、それに従って営農活動を行っている。	① 文書化した経営計画があり、これを基に、営農活動を行っている。 ② おおまかな計画はあるが、必ずしも計画を意識せず営農活動を行うこともある。 ③ 経営計画を立てていない。		
	3	評価・改善	定期的に経営状況の確認・評価を行い、経営改善を図っている。	① 毎年、経営計画の達成状況を確認・評価し、次期計画の改善に結び付けている。 ② 経営判断をしたり、問題が発生しそうな時には、経営状況の確認・評価を行うようにしている。 ③ 経営状況の確認・評価を意識的に行ったことがない。		
生産	4	農作業記録	毎日の農作業記録を書面で残し、作業の改善に役立っている。	① GAP等に基づき、生産工程を適切に管理し、作業改善に結び付けている。 ② 主な農作業については、作業内容や作業時間等の記録を残すようにしている。 ③ カレンダーに記入したり、メモを残しておく程度できちんとした農作業の記録は付けていない。		
	5	資材調達	資材価格の比較・検討を行い、調達先を決めている。	① 複数の調達先を比較・検討し、価格・サービス等を総合的に判断して調達先を決めている。 ② 他の調達先についても調べているが、調達先を変更したことはない。 ③ 調達先について比較・検討をしたことがない。		
	6	コスト管理	生産に係るコストを常に管理し、収益の増加を図っている。	① 機械の償却費や支払金利等も含め、すべての生産コストを把握し、その低減に努めている。 ② 資材費等の直接的な経費については、生産単位(10a、1頭など)当たりで把握できている。 ③ 生産に係るコストを自分で計算したことがない。		
販売・加工	7	強み把握	他と比較して、自らの農産物の品質や特性の強みを把握している。	① 市場のニーズや消費者の評価を把握し、強みを活かした販売戦略の構築や商品開発を行っている。 ② 強みは把握しているが、販売戦略には十分には活かされていない。 ③ 強みが何かよく分からない。		
	8	販路確保	複数の販路を比較・検討して販路を決定するなど、安定的な販売のための取組を行っている。	① 複数の販売先を比較・検討し、総合的に判断して販路を決定している。 ② 他の販売先についても検討したことがあるが、基本的には販路は固定している。 ③ 販路を変更しようと考えたことがない。		
	9	付加価値	リスクへの備えをした上で、食品加工や直接販売等による付加価値の向上に取り組んでいる。	① 付加価値の向上に取り組むとともに、食の安全や消費者の信頼に関わる取組を行い、リスクに対応している。 ② 付加価値の向上に取り組んでいるが、食品事故等のリスクへの対応が十分とは言えない。 ③ 付加価値の向上に取り組んでいない。		
財務	10	資金区分	経営のための資金と家計のための資金を明確に区分している。	① 経営と家計の間の資金移動について、事業主報酬や給与の形で定額とするなど一定のルールを定めている。 ② 経営と家計の資金を区分しているが、経営と家計の間の資金移動に特段ルールを設けていない。 ③ 経営と家計の資金を区分していない。		
	11	財務諸表	財務諸表を整備し、適切な財務管理や税務申告を行っている。	① 貸借対照表を作成し、適切な財務管理を行っている。 ② 帳簿を付け、青色申告は行っているが、貸借対照表は作成していない。 ③ 青色申告に必要な帳簿を付けていない。		
労務	12	労働環境	家族・従業員の意欲を高めるために、労働環境の改善に取り組んでいる。	① 家族や従業員が意欲を持って従事できるよう、労働環境の改善に積極的に取り組んでいる。 ② 農作業安全への配慮など、一定の労働環境の改善には取り組んでいる。 ③ 労働環境の改善について、あまり関心をもっていない。		
	13	福利厚生	家族や従業員を含め、必要な社会保険や労働保険、公的年金等に加入している。	① 家族や従業員等すべてが必要な社会保険や労働保険、公的年金等に加入している。 ② 必要な保険・年金に経営主は加入しているが、家族や従業員は加入していないものがある。 ③ 必要な保険・年金のうち、経営主が加入していないものがある。		
地域活動	14	地域活動	地域農業の発展に資する活動を行っている。	① 地域農業に関する活動で中心的な役割を担っている。 ② 関係者とともに地域農業に関する活動に参加している。 ③ 地域農業に関する話合いには最低限参加しているが、具体的な活動は行っていない。		

経営データの記入フォーム

目的：農業経営の基本となる労働力、農地、生産・販売、財務のデータについて、税務申告書等を活用しながら自ら記入することで、経営の現状と目標を数値の形で客観的に把握する。

[労働力]

		[現 状]				[目標(5年後)]			
農業従事者	農業従事日数 (年間) 日	農業労働時間 (年間) 時間		農業労働時間 (年間) 時間		農業労働時間 (年間) 時間		農業労働時間 (年間) 時間	
		時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
計 (1)	名	(2)							

[農地]

		[現 状]						[目標(5年後)]		
	所有し耕作している農地面積 (ha) (町) (反) (畝)	他から借り入れて耕作している農地面積 (ha) (町) (反) (畝)		基幹作業を受託して耕作している農地面積 (ha) (町) (反) (畝)		合計 (ha) (町) (反) (畝)		合計 (ha) (町) (反) (畝)		
		面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積
田										
畑 (牧草地を含む)										
樹園地										
計							(3)			

[生産・販売]

品目	[現 状]			[目標(5年後)]		
	作付面積 (ha) (町) (反) (畝)	生産量 kg	販売金額 (売上) 円	作付面積 (ha) (町) (反) (畝)	生産量 kg	販売金額 (売上) 円
(4)		(8)	(12)			
(5)		(9)	(13)			
(6)		(10)	(14)			
計 (7)		(11)				
農業関連事業						
計			(15)			
						%増

[財務]

		[現 状]			[現 状]			
科目	金額 円	割合 %	資産		負債・資本		科目	価額 円
			科目	価額 円	科目	価額 円		
収 入	販売金額		現預金 (21)		借入金 (25)		その他流動資産	その他負債
	交付金等							
	その他雑収入							
計 (16)			流動資産計		負債計 (26)			
経 費	材料費 (17)		減価償却資産 (22)		土地 (23)	その他固定資産	固定資産計	資本 (27)
	労務費							
	減価償却費 (18)							
	地代・貸借料							
	販売費			計 (24)		計		
その他								
計 (19)								
農業所得 (20)			[目標(5年後)] 円				%増	

経営データの記入フォーム

目的：農業経営の基本となる労働力、農地、生産、財務について税務申告書等を活用しながら自ら記入することで、経営の現状と目標を数値の形で客観的に把握する。

[労働力]

		[現 状]				[目標(5年後)]				
農業従事者		農業従事日数 (年間) 日		農業労働時間 (年間) 時間		農業労働時間 (年間) 時間				
計	(1)			(2)						

[農地]

		[現 状]						[目標(5年後)]				
		所有し耕作している農地面積		他から借り入れて耕作している農地面積		基幹作業を受託して耕作している農地面積		合計		合計		
		(ha) (町)	a (反)	(ha) (町)	a (反)	(ha) (町)	a (反)	(ha) (町)	a (反)	(ha) (町)	a (反)	
田												
畑 (牧草地を含む)												
樹園地												
計								(3)				

[生産・販売]

品目	[現 状]						[目標(5年後)]					
	飼養頭羽数 (頭) (羽)		生産量※ kg		販売金額 (売上) 円		飼養頭羽数 (頭) (羽)		生産量※ kg		販売金額 (売上) 円	
	(4)		(8)		(12)							
	(5)		(9)		(13)							
	(6)		(10)		(14)							
計	(7)		(11)									
農業関連事業												
計					(15)							

※ 繁殖牛、肥育牛、養豚の場合は出荷頭数を、ブロイラー養鶏の場合は出荷羽数を記入

[財務]

[現 状]				[現 状]			
科目	金額		割合	資産			
	円	%		科目		負債・資本	
収 入	販売金額			現預金 (21)		借入金 (25)	
	交付金等			その他流動資産		その他負債	
	その他雑収入			流動資産		負債計 (26)	
計	(16)		減価償却資産 (22)				
経 費	材料費 (17)			土 地 (23)			
	減価償却費 (18)			その他固定資産			
	販売費			固定資産計		資本 (27)	
	労務費			計 (24)		計	
	地代・貸借料						
その他							
計	(19)						
農業所得	(20)		[目標(5年後)] 円				

指標による評価結果シート

目的:「取組指標」、「技術指標」、「財務指標」の3つの指標により、現在の経営状況の評価を行い、経営発展の方向性と目標達成への道筋を明らかにする。

[現状と目標]

項目 【フォーム の項目】	単位	現状	目標	指標値① (主業農家の標準的な水準)	指標値② (主業農家の上位20%の水準)
農業従事者数	(1) 人				
総労働時間	(2) 時間				
経営耕地面積	(3) a				
総売上	(16) 千円				
総費用	(19) 千円				
農業所得	(20) 千円				

[技術指標]

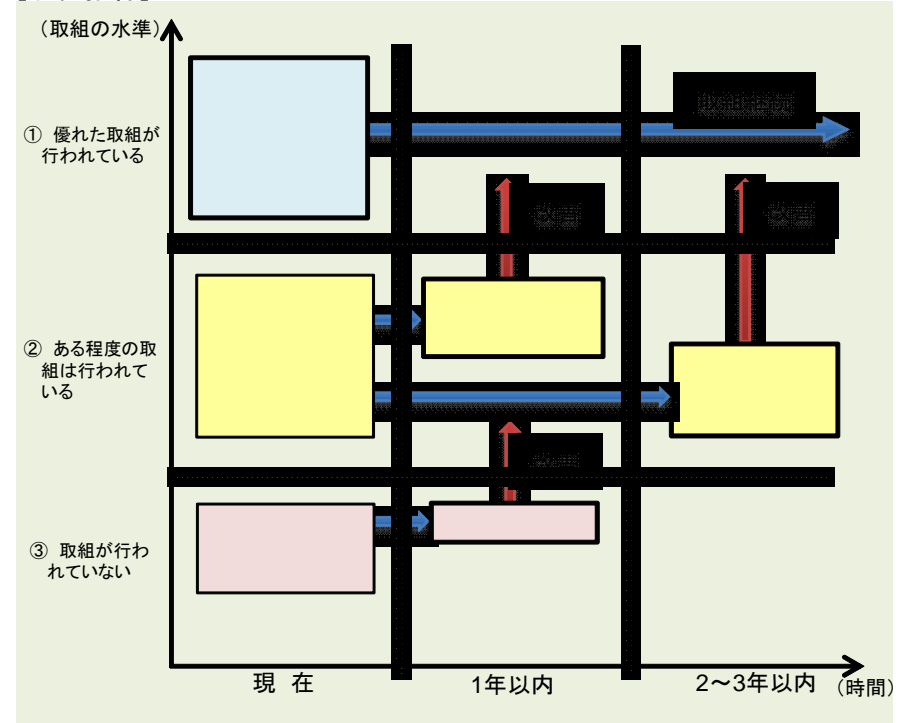
項目 【計算式】	単位	現状	指標値① (主業農家の標準的な水準)	指標値② (主業農家の上位20%の水準)	評価
※ 単収 (8)/(4)×10					
(9)/(5)×10					
(10)/(6)×10					
※ 土地生産性 (12)/(4)×10					
(13)/(5)×10					
(14)/(6)×10					
全体 (15)/(3)×10					
労働生産性 (16)/(2)×10	円/h				
農業従事者1人 当たり農業所得	(20)/(1) 千円/人				
生産単位当たり 労働時間	(2)/(7)×10 時間/10a				
売上高材料費比率 (17)/(16)×10	%				
農業所得率 (20)/(16)×100	%				

※ 品目別の指標は指標値①が全国平均の値、指標値②が上位20%の都道府県の平均値。畜産に関しては、飼養頭羽数当たりの生産性。

[財務指標]

項目 【計算式】	単位	現状	望ましい水準	評価
売上高借入金比率 (25)/(16)×100	%			
生産単位当たり 借入金	(25)/(3)×10 千円/10a			
生産単位当たり 農業用固定資産額	(22)/(3)×10 千円/10a			
自己資本比率 (27)-(23)/ (24)-(23)×100	%			
売上高現預金比率 (21)/(16)×100	%			

[取組指標]



<評価の例>

- A: トップクラスの水準(上位20%内)の項目
- B: 平均的な主業農家の経営を上回る水準の項目
- C: 平均的な主業農家の経営を下回る水準の項目
- D: 算出に必要なデータが把握されていない項目

- : 望ましい水準の範囲内にある項目
- △: 望ましい水準の範囲外にあり、注意を要する項目
- ▲: 経営と家計の区分がされていない可能性のある項目

